

第2章 | 本県における 男女共同参画の現状と課題

1 これまでの取組

(1) 国際社会における取組

国際連合(以下「国連」という。)においては、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、各国の取組の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)を採択し、昭和60(1985)年には、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。また、平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議」(北京会議)において、「北京宣言」及び各国が取るべき行動指針である「行動綱領」を採択しました。

さらに、平成27(2015)年の国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国における取組

日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基本理念とし、第13条では個人の尊重をうたい、第14条では法の下での平等を保障しています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向けて、昭和50(1975)年の国際婦人年を契機に国際社会における取組とも連動しながら、「男女雇用機会均等法」などの整備を進め、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、同法に基づく国の基本計画として、平成12(2000)年に第1次、平成17(2005)年に第2次、平成22(2010)年に第3次、平成27(2015)年に第4次、令和2(2020)年に第5次、令和8(2026)年に第6次となる男女共同参画基本計画をそれぞれ策定するとともに、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、令和4(2022)年に「女性支援新法」が成立しました。

(3) 本県における取組

本県においても、国際社会や国内の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成9(1997)年4月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成11(1999)年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター(以下「ウィズセンター」という。)を開設しました。

平成13(2001)年3月には「おかやまウイズプラン21」を県の基本計画として策定し、同年10月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、平成18(2006)年3月に第2次の基本計画となる「新おかやまウイズプラン」、平成23(2011)年3月に「第3次おかやまウイズプラン」、平成28(2016)年3月に「第4次おかやまウイズプラン」、令和3(2021)年3月に「第5次おかやまウイズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村と共に、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

(参考)第5次おかやまウイズプランにおける数値目標の達成状況

第5次おかやまウイズプラン(計画期間:令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)における、数値目標の達成状況は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値	
1	県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88点(R2)	2.94点(R7)	3.08点(R7)	
2	家庭教育相談員の養成数	1,044人(R元)	1,242人(R7)	1,200人(R7)	
3	県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の20代以下及び30代における満足度の平均点	2.96点(R2)	3.01点(R7)	3.11点(R7)	
4	人権・男女共同参画課・ウイズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	18.6%(R元)	31.4%(R6)	30.0%(R7)	
5	育児休業取得率	(女性)	85.7%(H30)	97.3%(R6)	90.0%(R6)
		(男性)	5.4%(H30)	50.1%(R6)	10.0%(R6)

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値	
6	配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数	4市町村(R元)	5市町村(R6)	9市町村(R7)	
7	DV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	2,918人(R元)	7,403人(R3~R6 累計)	15,000人(R3~R7 累計)	
8	フィルタリング利用率	66.5%(R元)	89.1%(R6)	75.0%(R7)	
9	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	49.6%(R元)	52.7%(R4)	60.0%(R4)
		(子宮頸がん)	47.7%(R元)	49.4%(R4)	60.0%(R4)
10	成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合	35.0%(R2)	42.9%(R6)	55.0%(R7)	
11	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	14.3人(R元)	15.2人(R6)	13.0人(R7)	

基本目標 Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値	
12	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	62.4%(R元)	67.4%(R6)	65.8%(R7)	
13	県の審議会等委員の女性比率	34.9%(R2.4)	34.0%(R7.4)	40.0%(R7)	
14	管理職における女性比率	(民間企業／係長級以上)	14.5%(H30)	20.9%(R6)	25.0%(R6)
		(一般職公務員／課長級以上)	13.9%(R2.4)	18.1%(R7.4)	16.0%(R7)
		(教育職公務員／教頭以上)	25.5%(R2.5)	32.1%(R7.5)	30.0%(R7)
15	女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合	46.9%(H30)	70.4%(R6)	60.0%(R6)	
16	自治会長に占める女性の割合	7.7%(R2.4)	8.4%(R7.7)	10.0%(R7)	
17	女性消防団員数	659人(R元)	706人(R6)	659人(R6)	
18	復職した女性医師数	73人 (H27～R元 累計)	43人 (R3～R6 累計)	75人 (R3～R7 累計)	
19	農家における家族経営協定締結戸数	668戸(R元)	814戸(R6)	820戸(R7)	
20	女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	42.0%(H30)	62.4%(R6)	60.0%(R6)	
21	ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数	145人(R元)	492人 (R3～R6 累計)	500人 (R3～R7 累計)	
22	保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	158人 (H29～R元 累計)	503人 (H29～R6 累計)	520人 (H29～R6 累計)	
23	放課後児童クラブ実施箇所数	618箇所(R元)	711箇所(R6)	705箇所(R6)	
24	おかやま地域子育て支援拠点(愛称:ももっこステーション)設置数	144箇所(R2)	191箇所(R7)	172箇所(R7)	
25	おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	17社(R元)	213社(R6)	150社(R6)	

第2章

本県における男女共同参画の現状と課題

第3章

計画の概要

第4章

計画の内容

第5章

計画の総合的な推進

2 男女共同参画を取り巻く状況

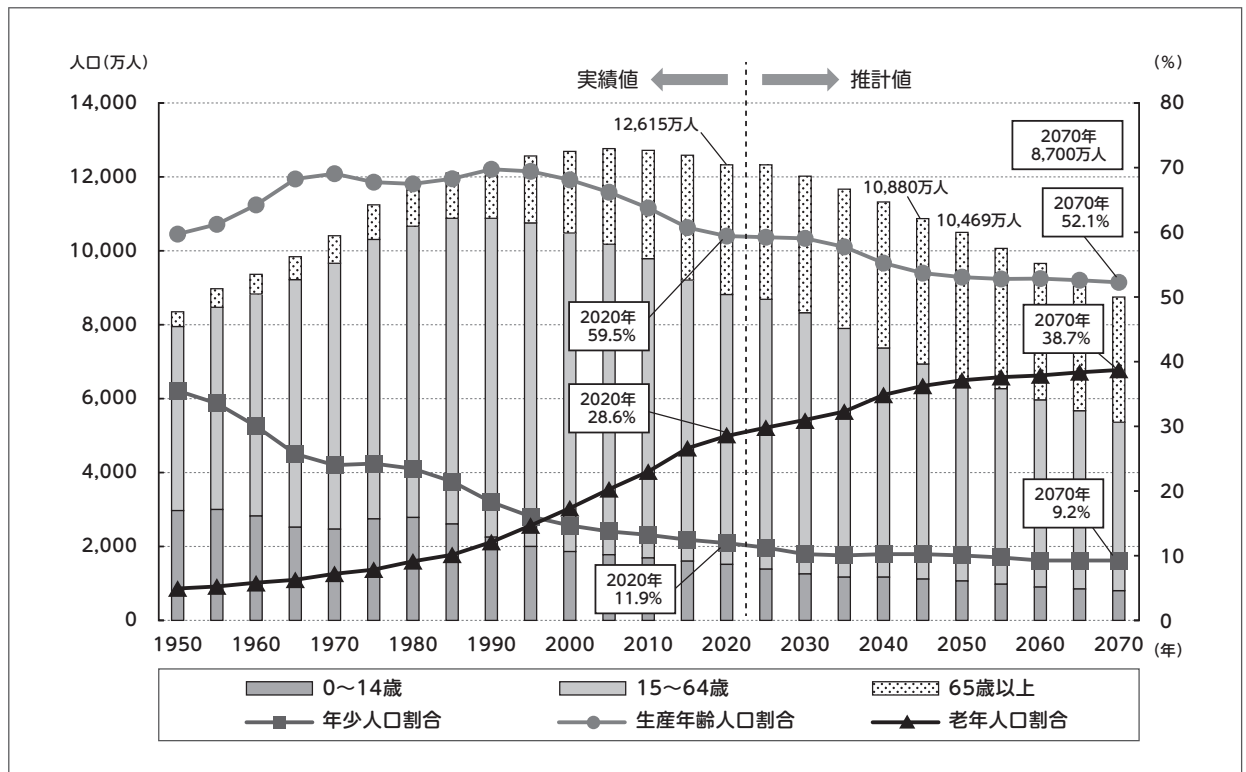
(1) 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」等によると、毎年減少スピードが、2020年代後半の年63万人程度から、2030年代後半には年76万人程度に加速し、総人口は、令和27(2045)年は1億880万人、令和32(2050)年には1億469万人にまで減少するとされています。特に、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15歳～64歳)の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口(65歳以上)は令和25(2043)年にピークを迎え、同年の高齢化率は35.8%と推計されています。

本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少が続いており、将来人口は、令和27(2045)年の総人口は158万人と、令和2(2020)年と比べて31万人減少し、令和32(2050)年には151万人まで減少すると推計されています。また、県内市町村の令和32(2050)年の将来人口は、8割を超える市町村において、年少人口と生産年齢人口に加えて、高齢者人口も減少する「人口急減」の段階となります。さらに、令和22(2040)年の高齢化率は35.5%となり、その後も人口減少とともに高齢化率は上昇し、令和27(2045)年には36.9%、県内市町村の約7割で40%を超えると推計されています。

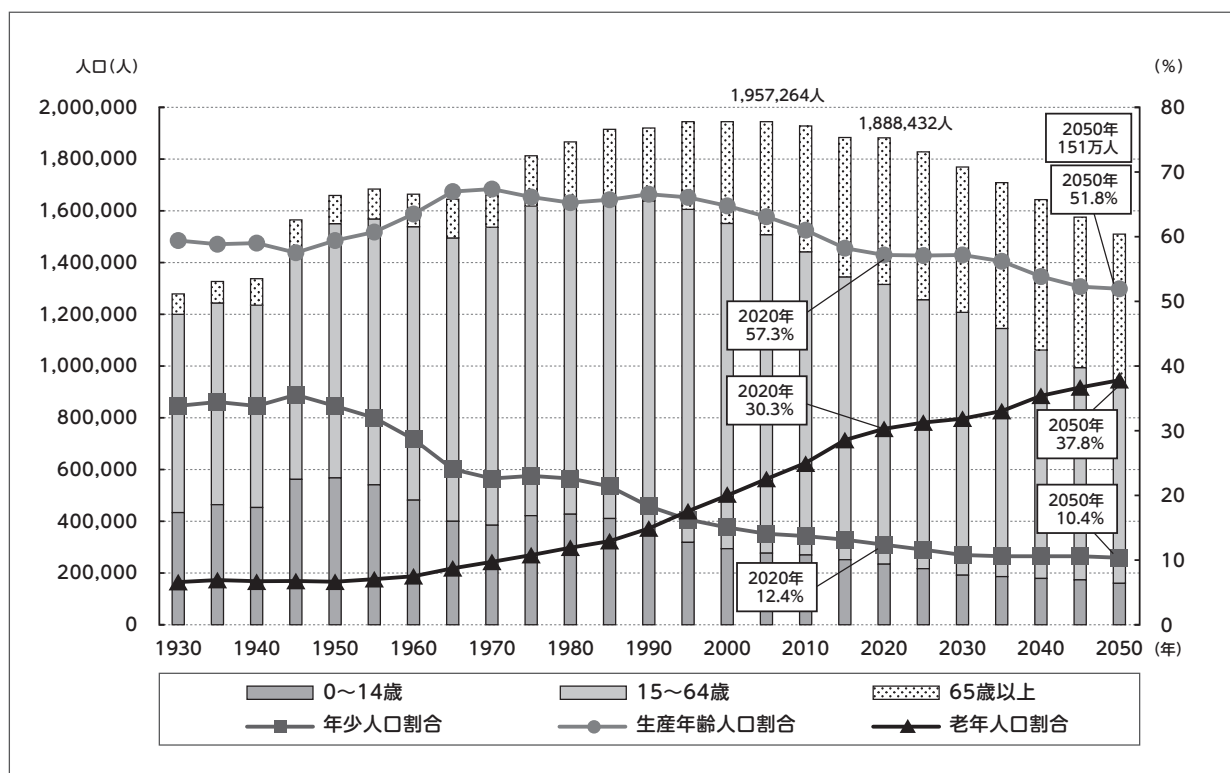
民間有識者による「人口戦略会議」が公表した報告書では、若年女性人口(20歳～39歳)が2050年までに50%以上減少し、行政の運営が困難になる自治体を「消滅可能性自治体」とし、県内市町村においては約4割が該当するとされています。

■総人口及び人口構造の推移と見通し(全国)



※1950～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975～2015年の人口は総務省「国勢調査」(年齢不詳の人口を各歳別に按分した人口)、2020年の人口は総務省「国勢調査」(不詳補完値)(各年10月1日現在)、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

■総人口及び人口構造の推移と見通し(岡山県)



※2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

(2) 少子化の現状

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期(昭和22(1947)年～昭和24(1949)年)には約270万人、第2次ベビーブーム期(昭和46(1971)年～昭和49(1974)年)には約200万人でしたが、昭和59(1984)年には150万人を割り込み、平成3(1991)年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。平成28(2016)年の出生数は97.7万人と明治32(1899)年の統計開始以来、初めて100万人を割りこんだ後、令和6(2024)年は約68.6万人と過去最小の出生数となっています。

合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25(1950)年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、昭和50(1975)年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。平成17(2005)年には当時過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、平成28(2016)年から再び低下し、令和6(2024)年は過去最低の1.15となっています。

本県の令和6(2024)年の出生数は、10,926人であり、昭和50(1975)年(30,102人)と比較すると3割台半ばの水準となっています。また、合計特殊出生率は、昭和50(1975)年には2.05でしたが、平成17(2005)年に当時過去最低の1.37まで低下し、その後回復していますが、令和6(2024)年に1.27と、前年と比べ0.05ポイント低下し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。

第2章

本県における男女共同参画の現状と課題

第3章

計画の概要

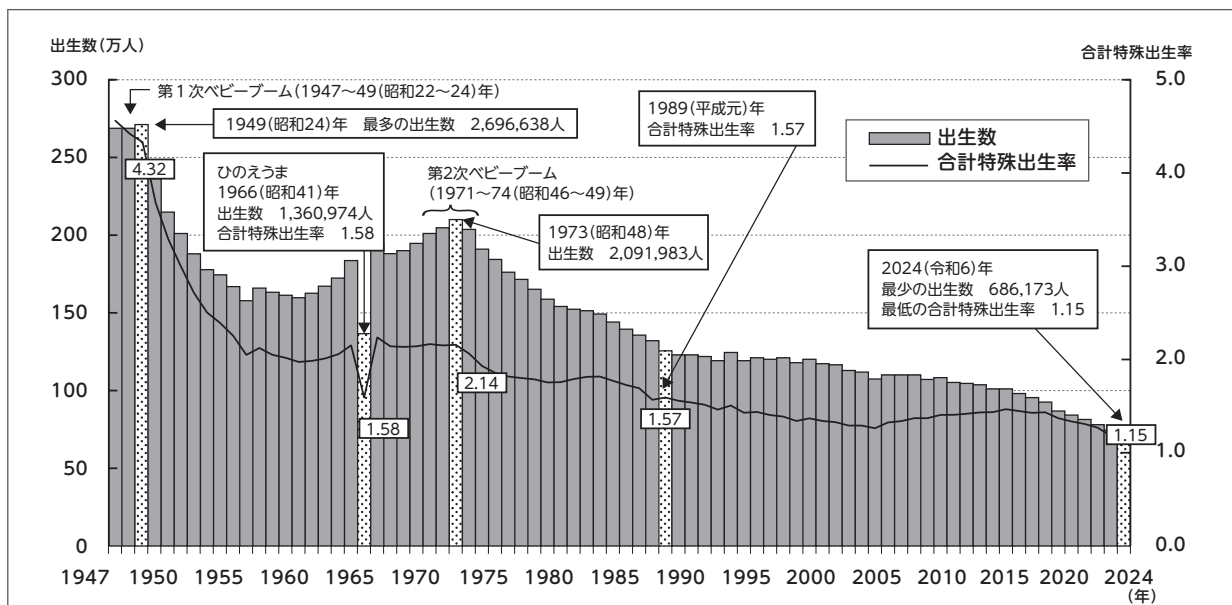
第4章

計画の内容

第5章

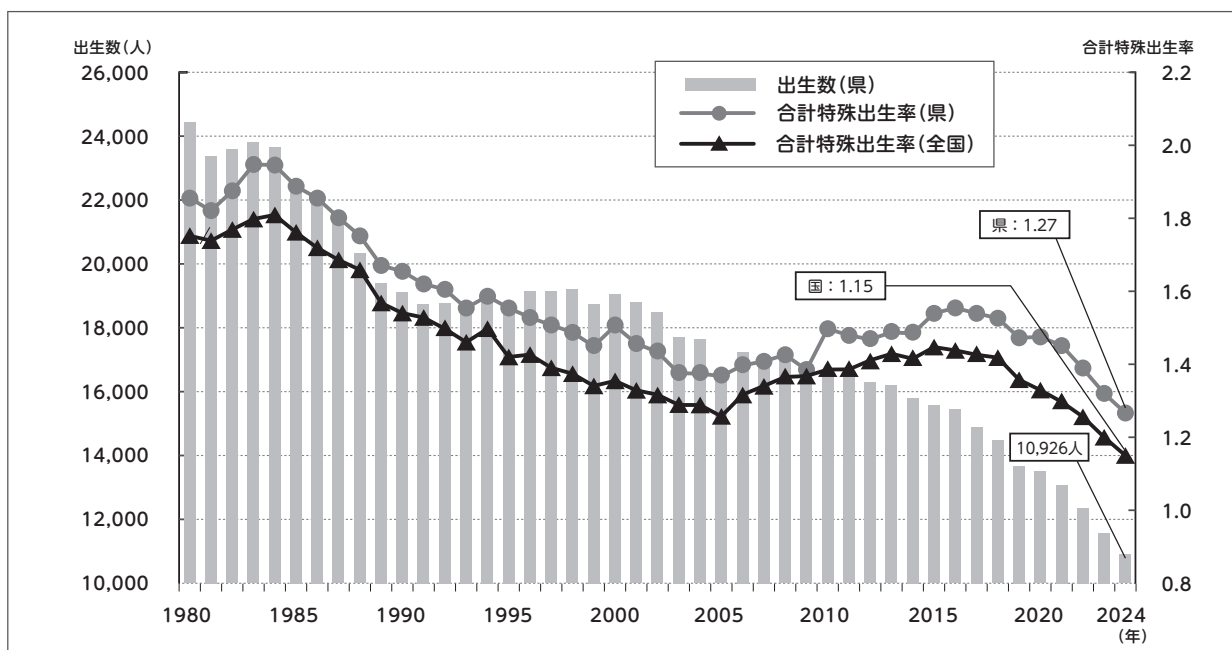
計画の総合的な推進

■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



※厚生労働省「人口動態統計」

■出生数及び合計特殊出生率の年次推移(岡山県)



※厚生労働省「人口動態統計」

(3) 家族形態の変化

家庭のことは妻に任せ、夫は長時間働いていた、いわゆる「昭和モデル」の社会と比べ、現在は、生産年齢人口が減少し、少子化及び高齢化が進展するとともに、家族の姿も変化しています。

一般世帯数を家族類型別にみると、昭和60(1985)年には全世帯の4割を占めていた「夫婦と子どもの世帯」は、令和2(2020)年時点では25.0%となり、「単身世帯」(世帯人員が1人の世帯)は20.8%から38.0%に増加しています。

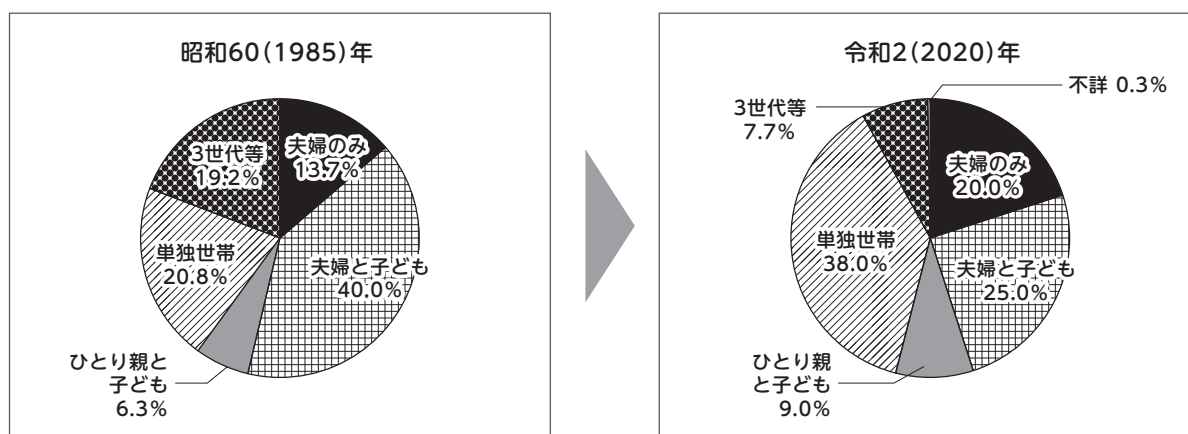
本県では、令和2(2020)年の「夫婦のみの世帯」は162,552世帯(20.3%)、「夫婦と子どもの世帯」は202,327世帯(25.3%)、「ひとり親と子どもの世帯」は70,636世帯(8.8%)、「単身世帯」は284,926世帯(35.6%)、「3世代等世帯」は72,698世帯(9.1%)などとなっており、昭和60

(1985)年に比べると、「単独世帯」の割合は約2倍に増加し、「3世代等世帯」は約3割に減少しています。

また、共働き世帯数は、総務省「労働力調査」によると、全国では増加傾向にあり、平成9(1997)年以降は、男性雇用者と専業主婦からなる世帯数(以下「専業主婦世帯数」という。)を上回り、令和6(2024)年には1,300万世帯と過去最高となりました。

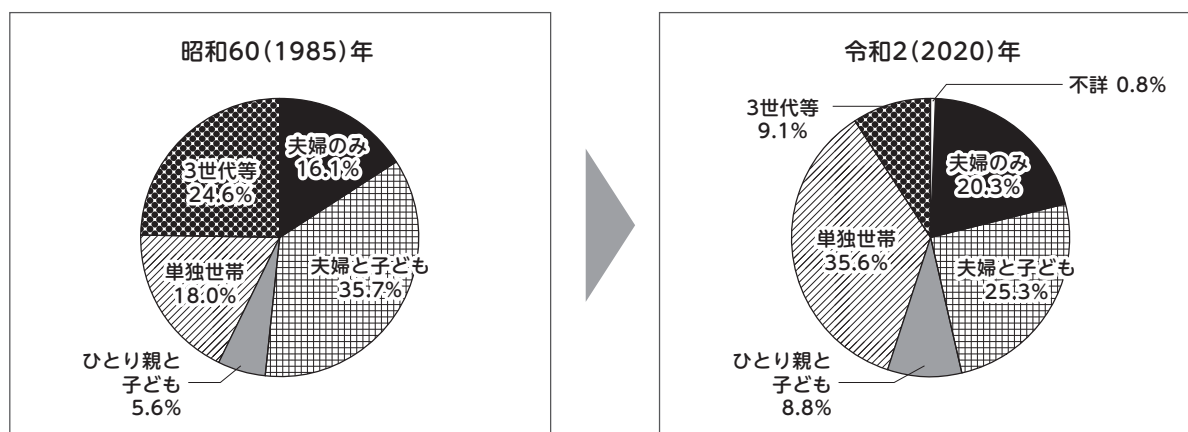
本県については、共働き世帯数は平成7(1995)年以降、減少傾向にありましたが、平成27(2015)年に増加に転じ、令和2(2020)年には205,748世帯となり、夫婦のいる一般世帯に占める割合は52.2%と全国(51.6%)に比べて高くなっています。専業主婦世帯数は昭和55(1980)年以降、減少傾向にあり、令和2(2020)年には81,583世帯となり、夫婦のいる一般世帯に占める割合は20.7%と全国(22.7%)に比べ低くなっています。最年少の子どもが6歳未満の世帯では、「夫・妻とも就業者」の世帯の割合は、昭和60(1985)年の37.2%から令和2(2020)年の65.4%に大きく上昇しています。

■家族形態の変化(全国)



※総務省「国勢調査」

■家族形態の変化(岡山県)



※総務省「国勢調査」

第2章

本県における男女共同参画の現状と課題

第3章

計画の概要

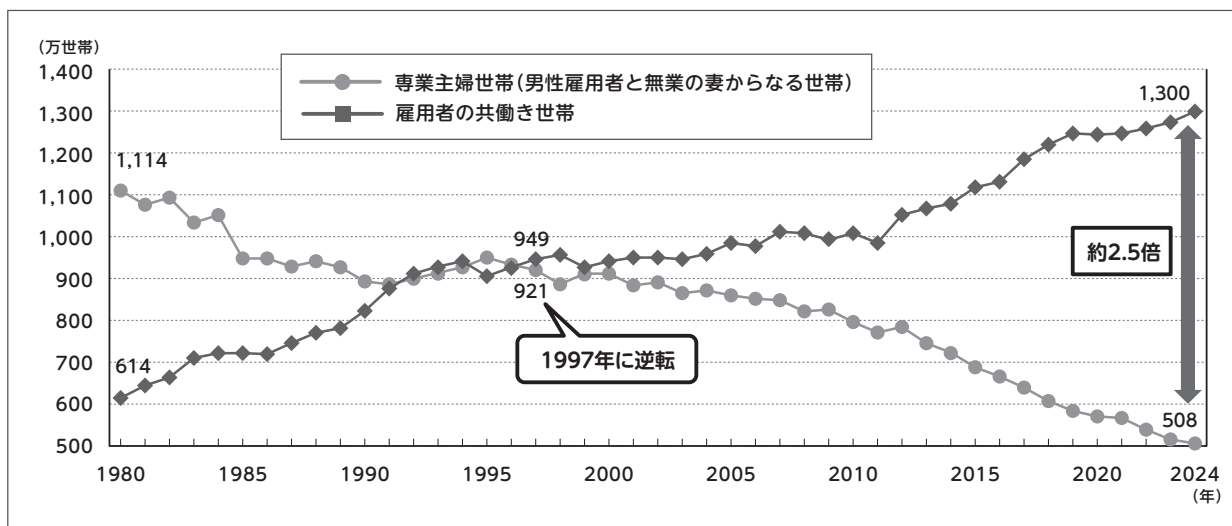
第4章

計画の内容

第5章

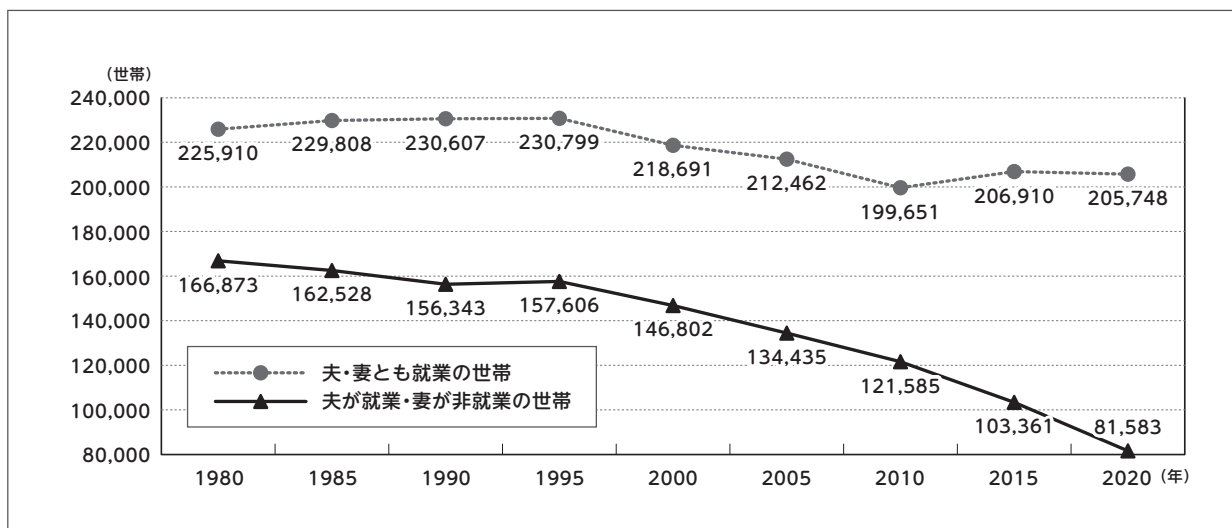
計画の総合的な推進

■共働き等世帯数の推移(全国)



※総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」

■共働き等世帯数の推移(岡山県)



※総務省「国勢調査」

3 成果と課題

「第5次おかやまウィズプラン」の数値目標の達成状況や、令和6(2024)年に本県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)、国及び県の各種統計などから、男女共同参画社会の実現に向けた成果と課題を整理すると、次のとおりとなります。

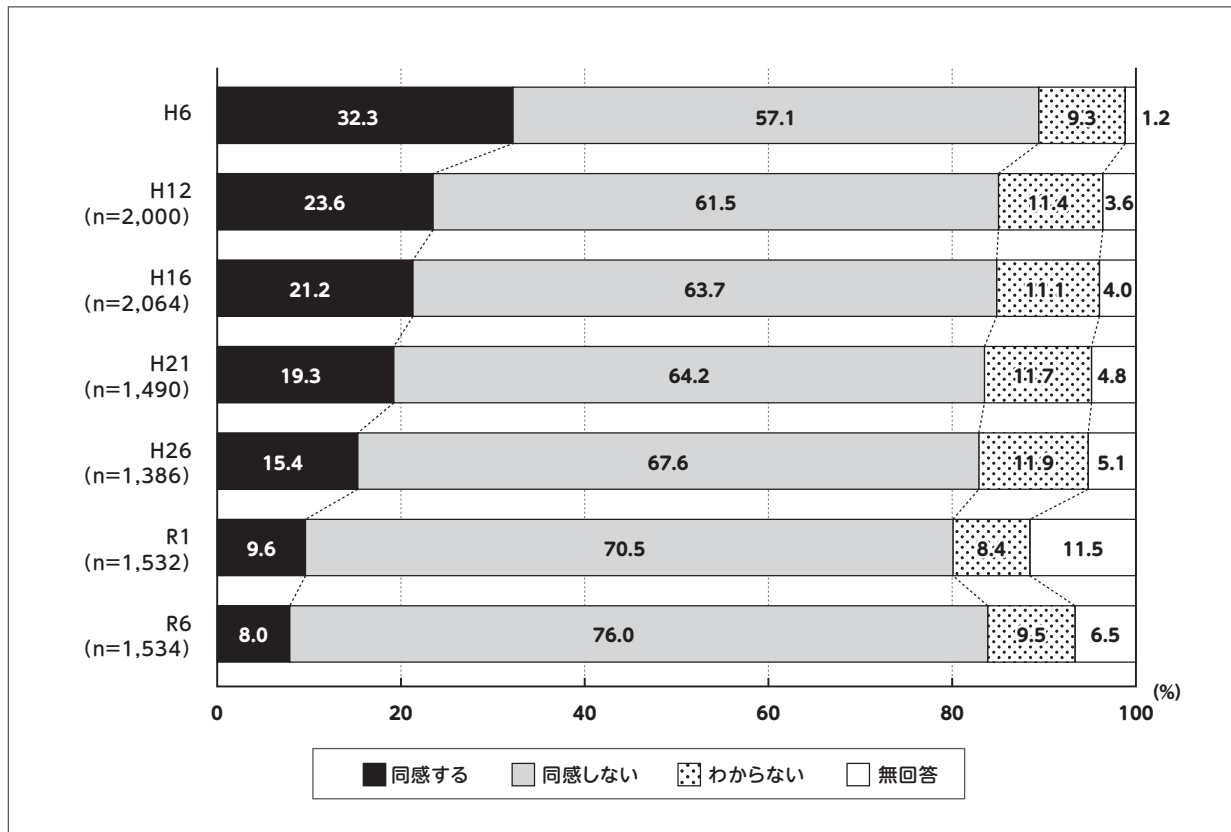
(1) 成果

① 固定的な性別役割分担意識の変化

県民意識調査では、固定的な性別役割分担意識に変化がみられ、家庭での役割分担意識についても、夫と妻が「両方同じ程度の役割」と回答した人が増えています。

■「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識

Q：「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのようにお考えですか。

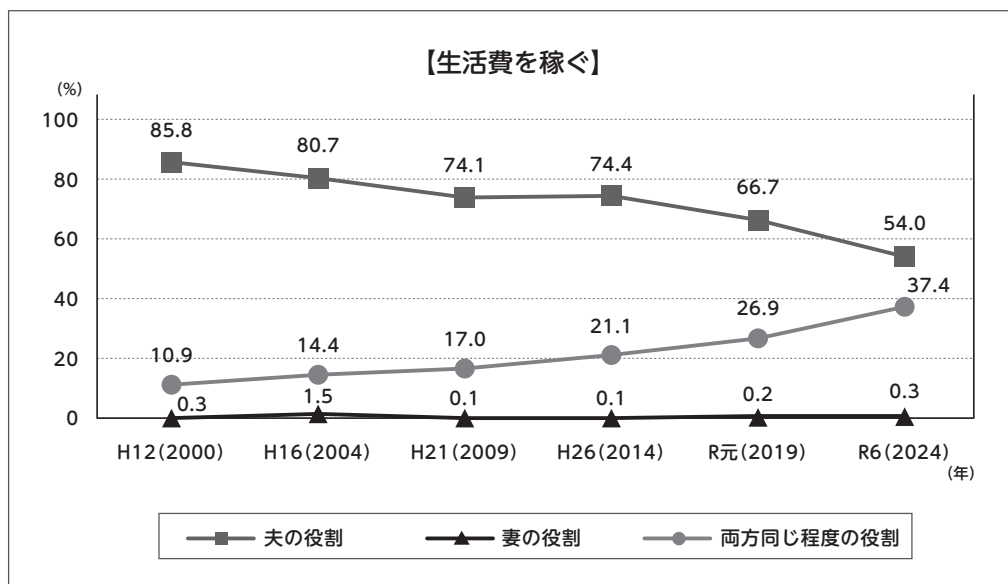


※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

第2章

本県における男女共同参画の現状と課題

■家庭での役割についての考え方(経年変化)



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

※夫の役割は「主として夫の役割」「どちらかといえば夫の役割」の割合、妻の役割は「主として妻の役割」「どちらかといえば妻の役割」の割合

第3章

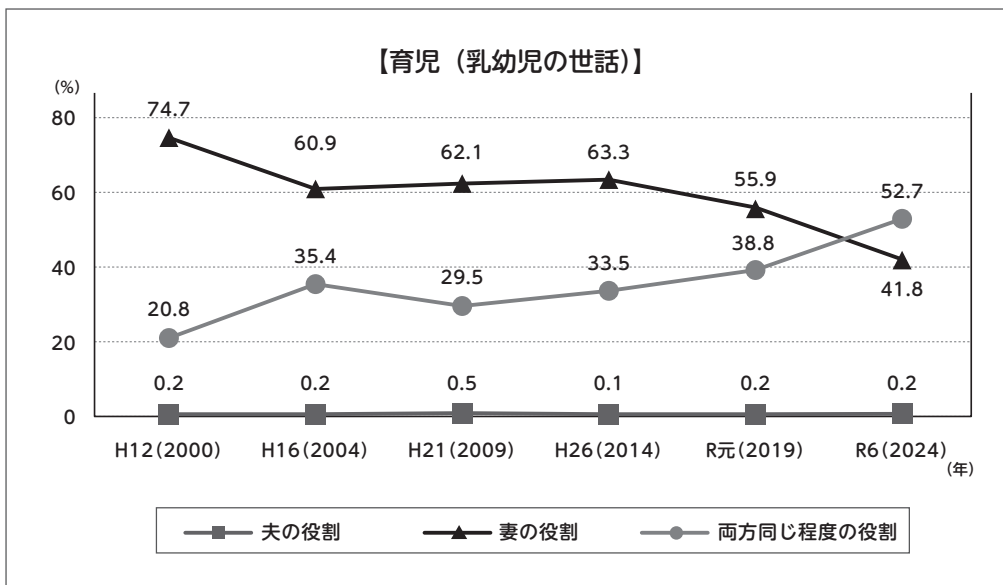
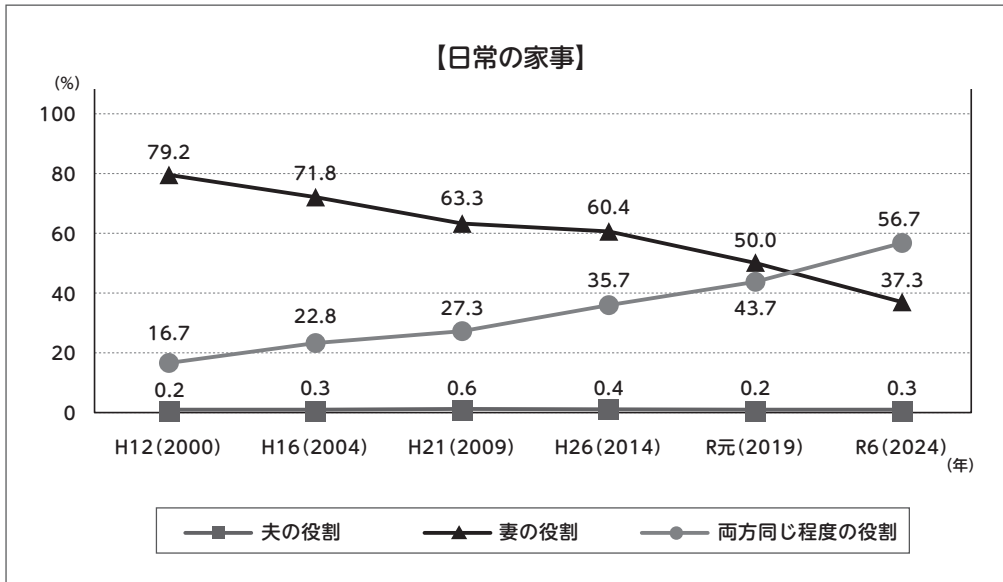
計画の概要

第4章

計画の内容

第5章

計画の総合的な推進

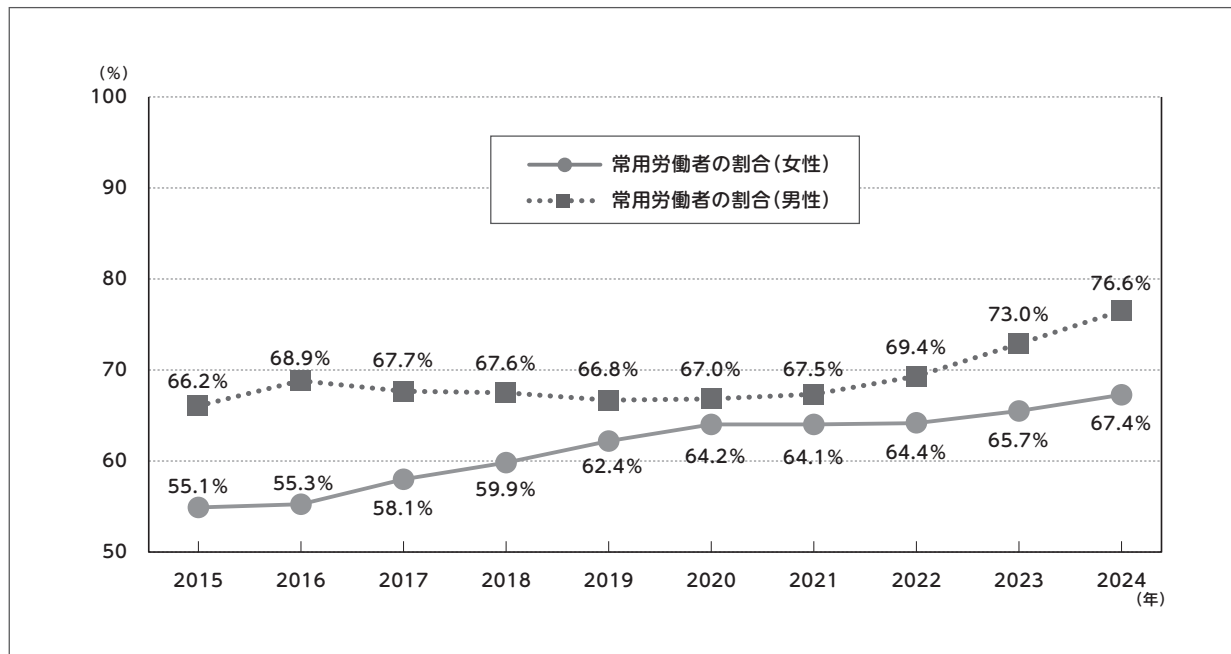


② 女性の雇用の促進

女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合が増加傾向にあります。

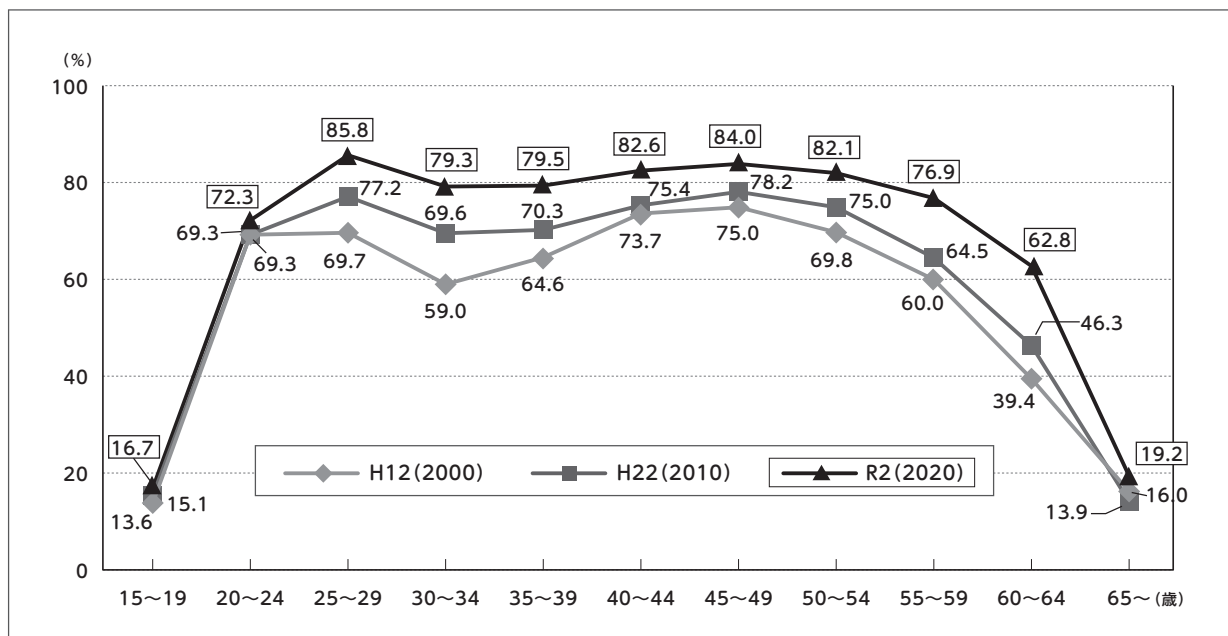
また、出産や育児などの理由で女性が離職することによる、いわゆる「M字カーブ問題」が解消の方向に向かっています。

■生産年齢人口に対する常用労働者の割合(岡山県)



※人権・男女共同参画課調べ

■女性の年齢階級別労働力率の推移(岡山県)



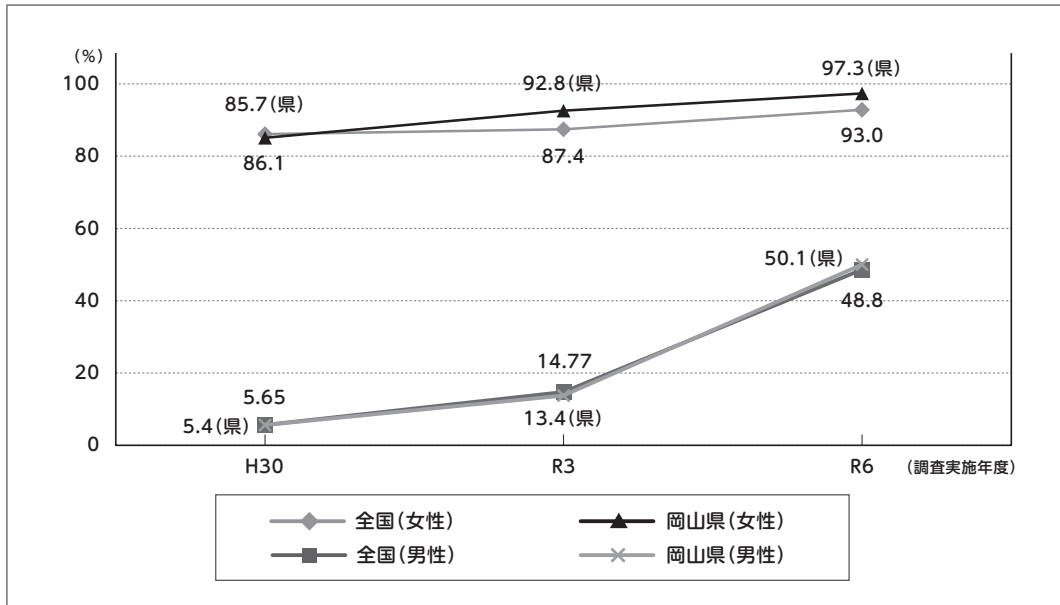
※総務省「国勢調査」

※労働力率は、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合をいう。

③ 男女が共に安心して子育てをしながら働ける環境づくり

- 育児休業取得率が男女ともに上昇傾向にあります。

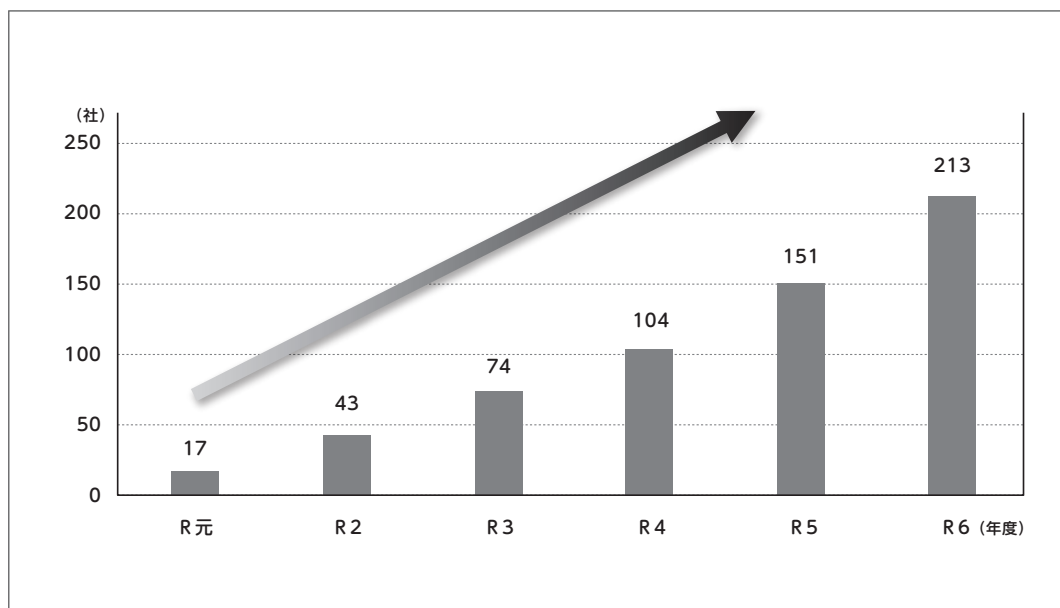
■育児休業取得率(全国・岡山県)(常用労働者30人以上の事業所)



※全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」
 県：H30、R3年度は労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援調査」、
 R6年度は人権・男女共同参画課「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

- おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」の認定数が増加しています。

■おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数



※子ども未来課

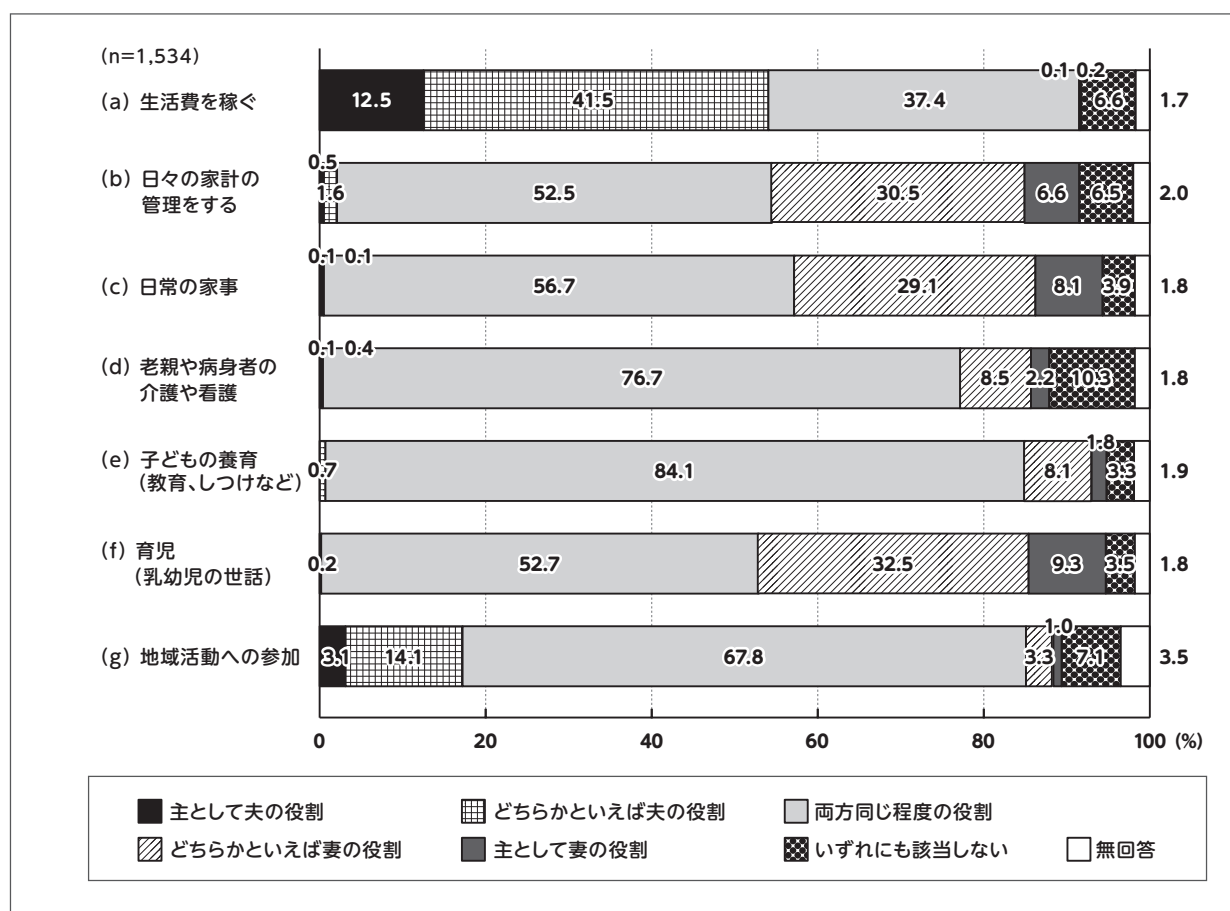
(2) 課題

① 固定的な性別役割(家庭での役割)分担意識や不平等感の解消

- 経年変化はみられるものの(P.10～11参照)、家庭での役割分担については、「生活費を稼ぐ」のは夫、「日常の家事」、「育児(乳幼児の世話)」は妻の役割との認識が高くなっています。
- 「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」などで男女の地位の不平等感も根強く存在しています。
- 引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成などに向けた取組を進めていく必要があります。

■家庭での役割についての考え方

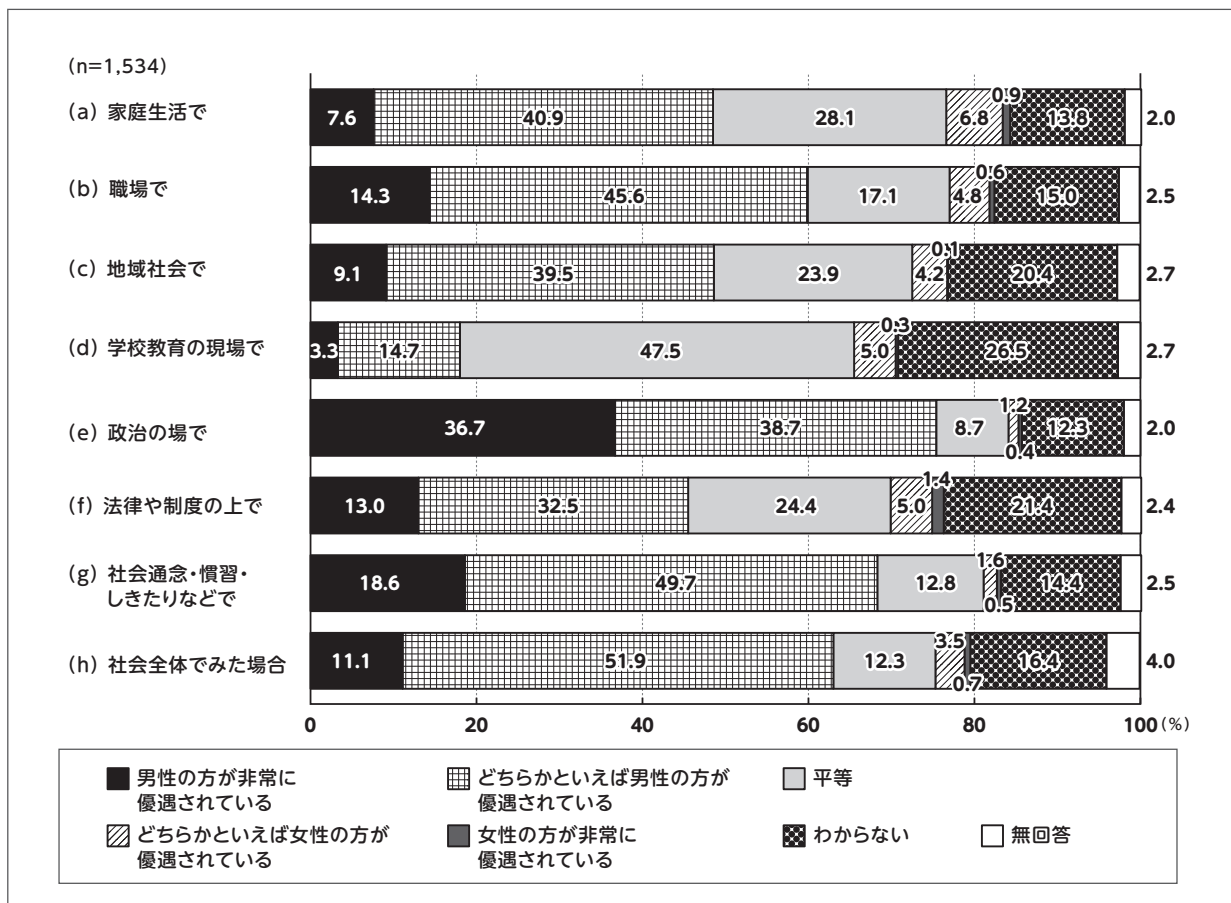
Q：家庭での役割について、あなたはどのようにお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

Q：あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

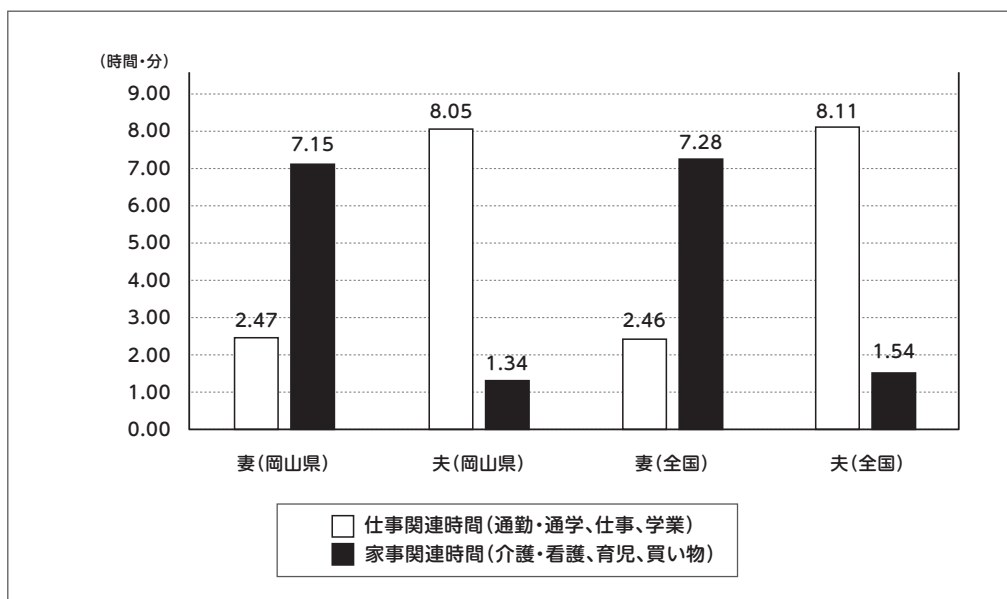
② 男性にとっての男女共同参画の推進

- 長時間労働による時間的な制約などから、男性が家事や育児等の家庭生活に関わる時間は女性に比べて少なくなっています。また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立などによる心身の健康の問題も懸念されます。
- 男女共同参画社会の推進は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすく暮らしやすい多様な幸せ(well-being)(注1)な社会を築くことであるという認識を広めるとともに、男性の家事・育児等への参画につながる取組を一層促進し、男女ともに仕事と家庭が両立できる環境づくりを進める必要があります。

(注1) well-being

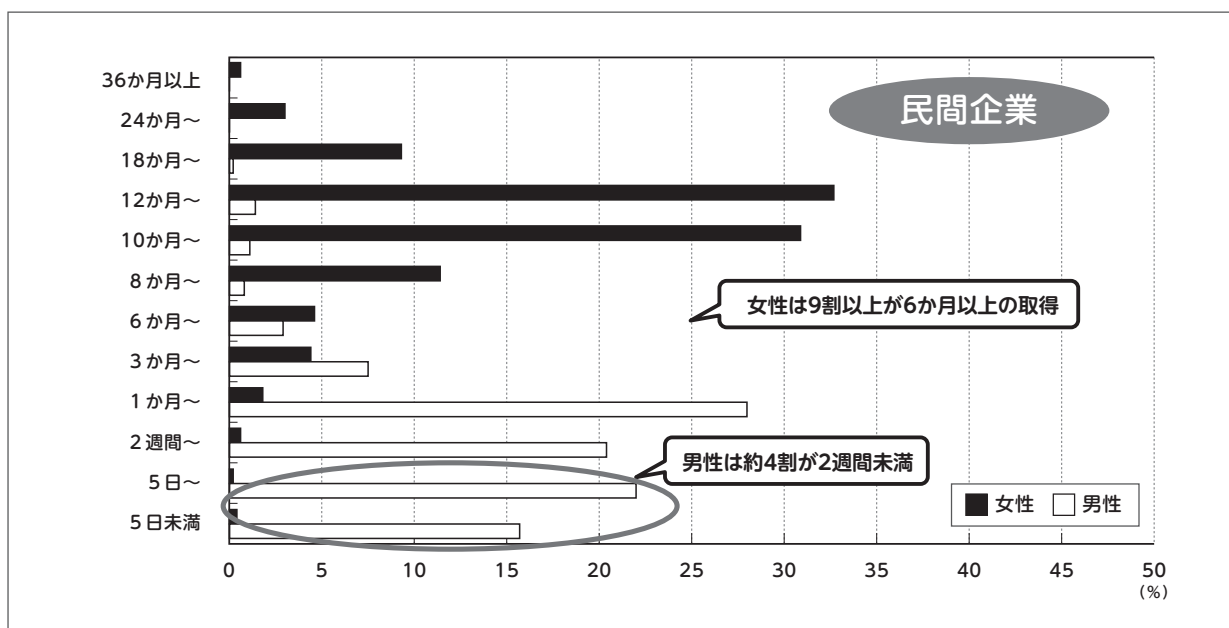
確立された定義はありませんが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念

■ 6歳未満の子どもを持つ妻と夫の仕事関連時間・家事関連時間(1日あたり)(岡山県・全国)



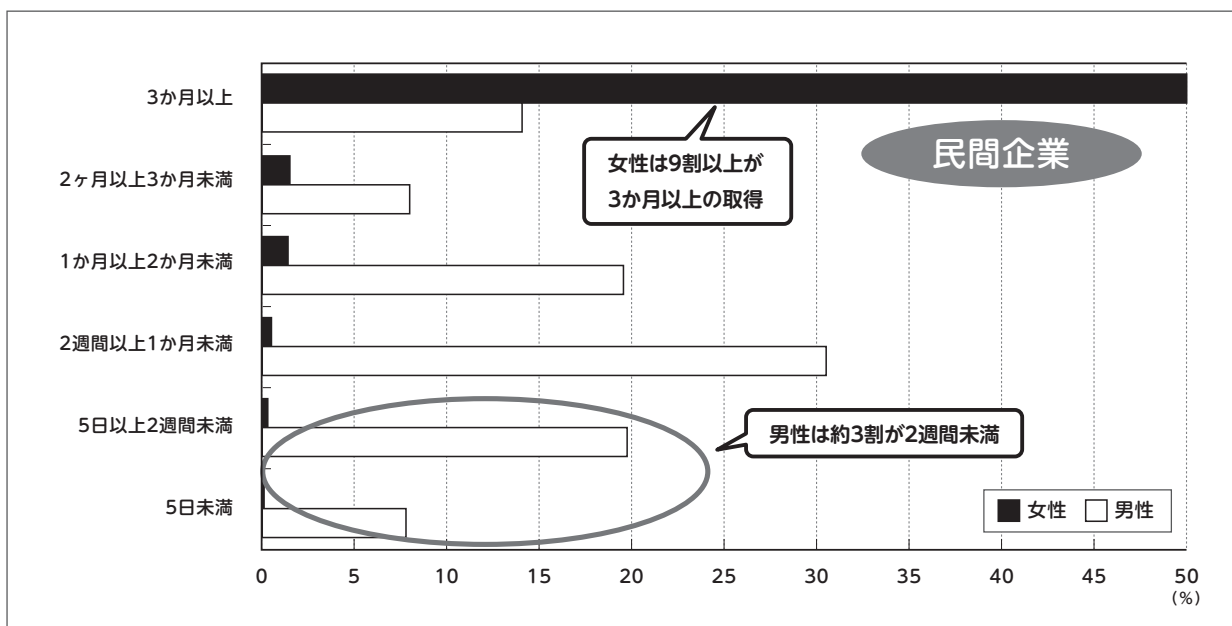
※総務省「令和3年社会生活基本調査」

■ 育児休業の取得期間(全国)



※厚生労働省「令和5年度育児休業取得率の調査結果公表、改正育児・介護休業法等の概要について」

■育児休業の取得期間(岡山県・常用労働者30人以上の事業所)



※人権・男女共同参画課「令和7年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

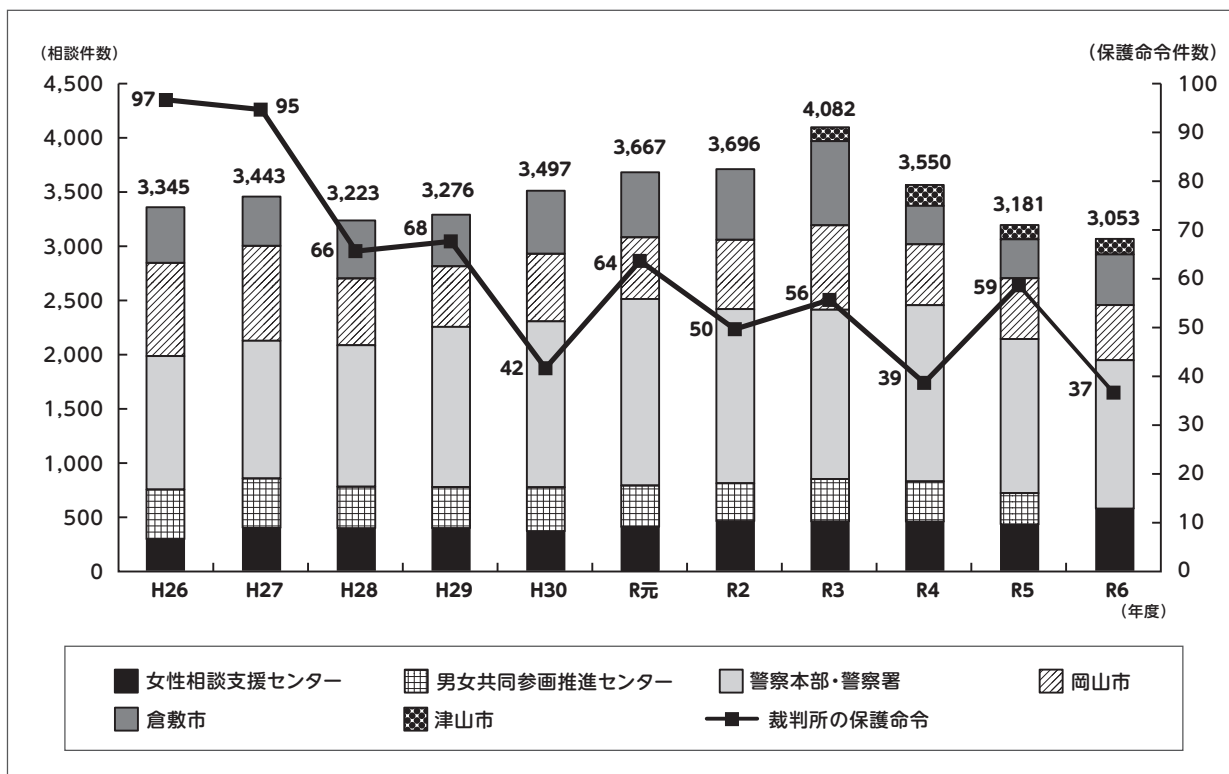
③ 性別に基づくあらゆる暴力の根絶

- 配偶者等からの暴力(DV)(注2)の相談件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。
- 若い世代においては、交際相手などからの暴力(デートDV・ストーカー)について、啓発や被害者保護対策を進める必要があります。
- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

(注2) 配偶者等からの暴力(DV)

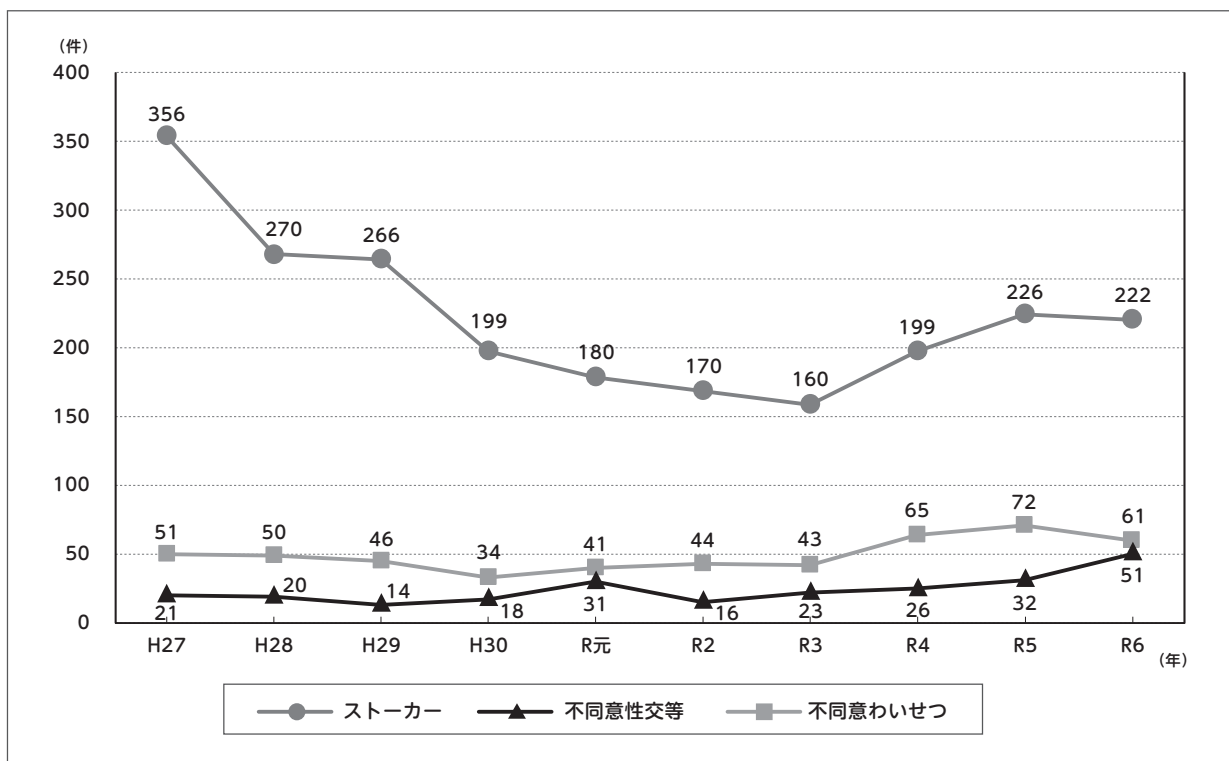
「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。

■DV相談件数と裁判所の保護命令件数(岡山県)



※地域福祉課調べ
 ※男女共同参画推進センターについて、令和6(2024)年度から配偶者暴力相談支援センターの機能が女性相談支援センターへ集約されたため、相談件数に含まれていない。

■ストーカー、性犯罪認知件数の推移(岡山県)

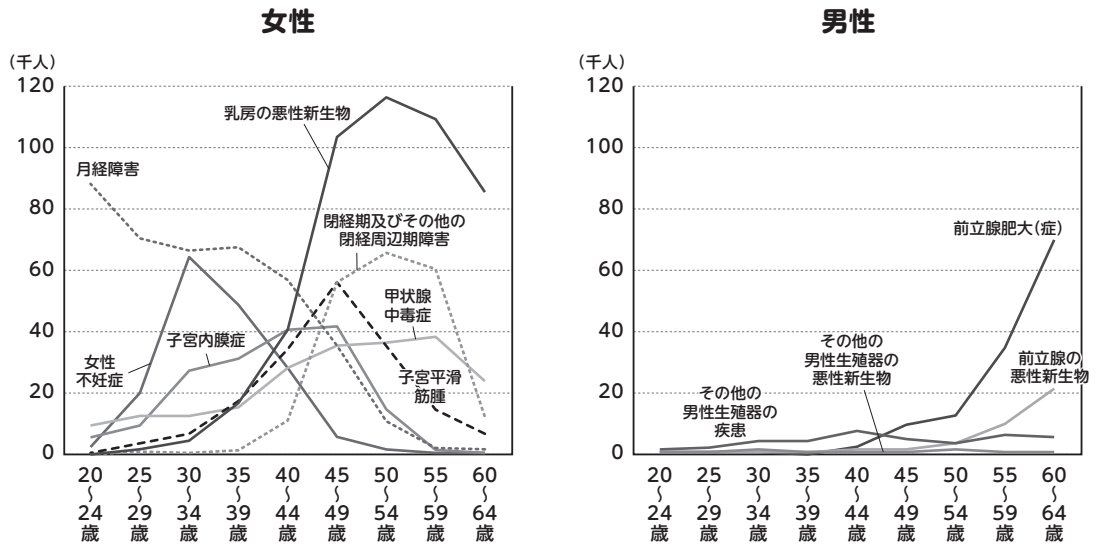


※岡山県警察本部調べ

④ 仕事と健康課題の両立支援

- 女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きな影響を受けるという特性があり、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女ともに留意する必要があります。
- 女性の就業率の高まりを踏まえ、妊娠・出産期、更年期等のライフステージごとの課題に応じた支援が必要です。

特-14図 女性特有、男性特有の病気の総患者数（年齢階級別・令和2（2020）年）



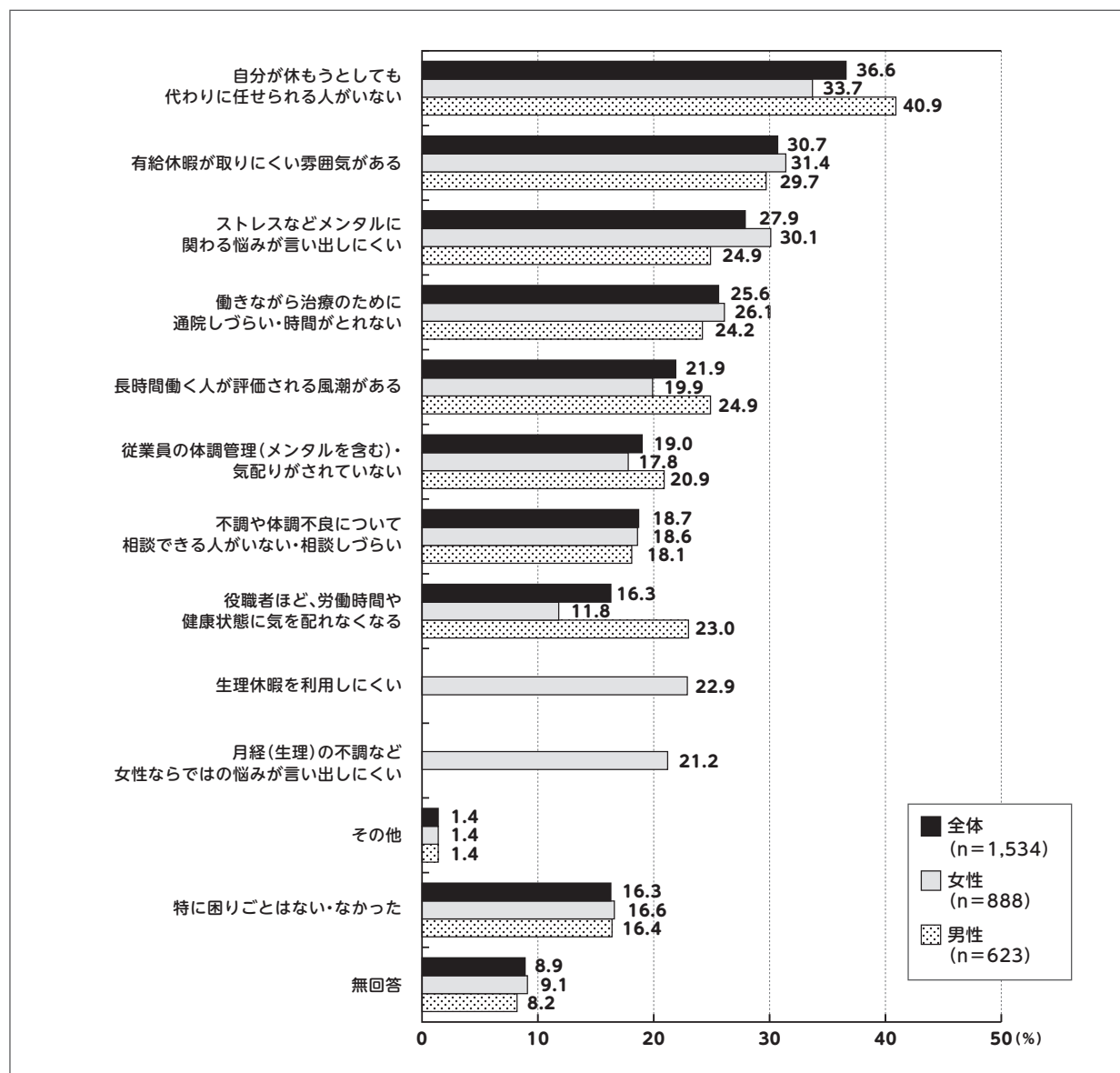
(備考)

- 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。
- 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。
 総患者数 = 推計入院患者数 + 推計初診外来患者数 + (推計再来外来患者数 × 平均診療間隔 × 調整係数 (6/7))
 推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出。
- 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

※内閣府「令和6年版男女共同参画白書」より抜粋

■働く上で健康課題に関して困ったこと(働いている方、もしくは働いたことがある方のみ)

Q：過去～現在を含めて、働く上で身体や心の不調、健康問題に関して、どんな困りごとがありましたか。(複数回答)



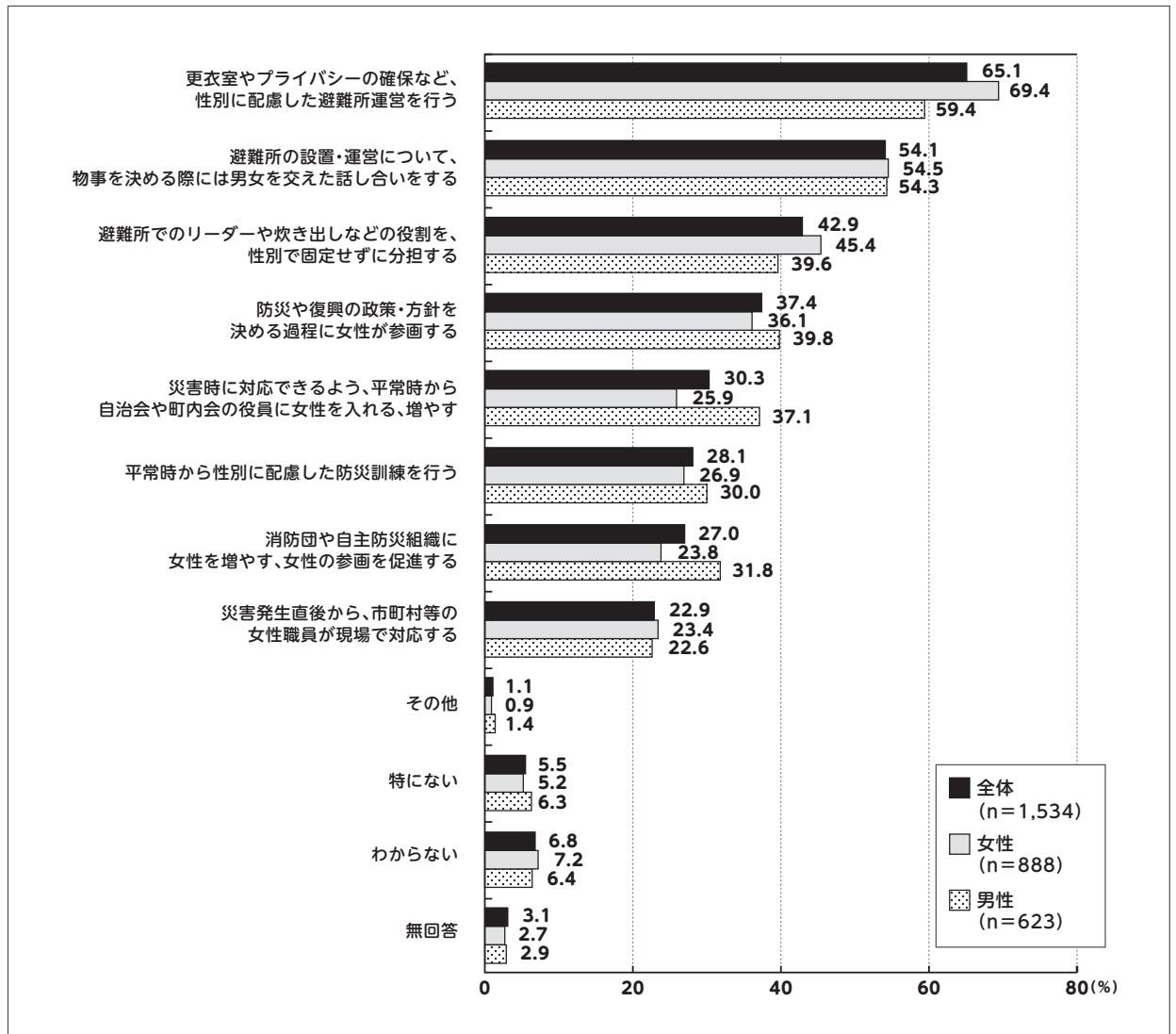
※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑤ 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

令和6年能登半島地震の対応に係る各種の状況調査では、避難所等において女性のニーズに配慮した対応が十分でないことが明らかになっており、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

■性別の違いに気を配った防災・災害対策に必要なこと

Q：あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対応のためにはどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

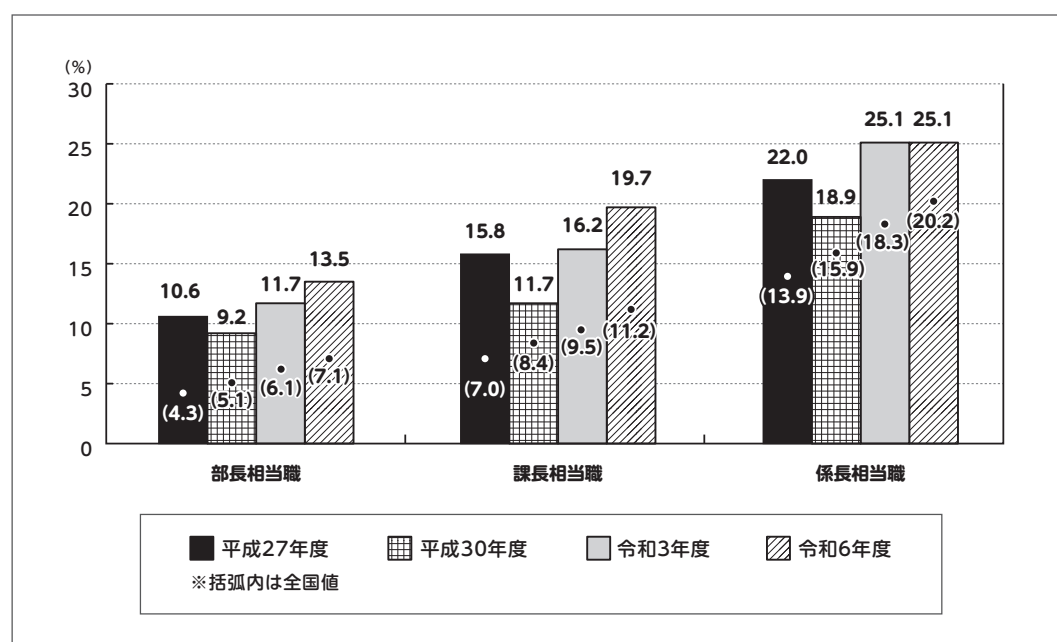


※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 県民意識調査で、男性では「現在、管理職をしている」、「管理職の経験がある」が43.6%でしたが、女性では12.7%にとどまっています。
- 県内の民間企業における課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、令和6（2024）年度には17.5%（男性82.5%）となっており、いずれの職位においても平成30（2018）年度に比べて女性の割合が増加し、全国平均より高くなっているものの、大きな男女差があります。
- また、あらゆる分野・産業において、政策・方針決定過程への女性の参画が必要であり、女性の参画が進んでいない政治、医療、科学技術・学術などさまざまな分野や、農林水産業・建設業などにおいて、引き続き、女性の活躍に向けた取組を進めていく必要があります。

■管理職に占める女性の割合（岡山県・全国）



※ 県：令和3年度までは労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援に関する調査」、令和6年度は人権・男女共同参画課「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」
 ※ 全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」

第2章

本県における男女共同参画の現状と課題

第3章

計画の概要

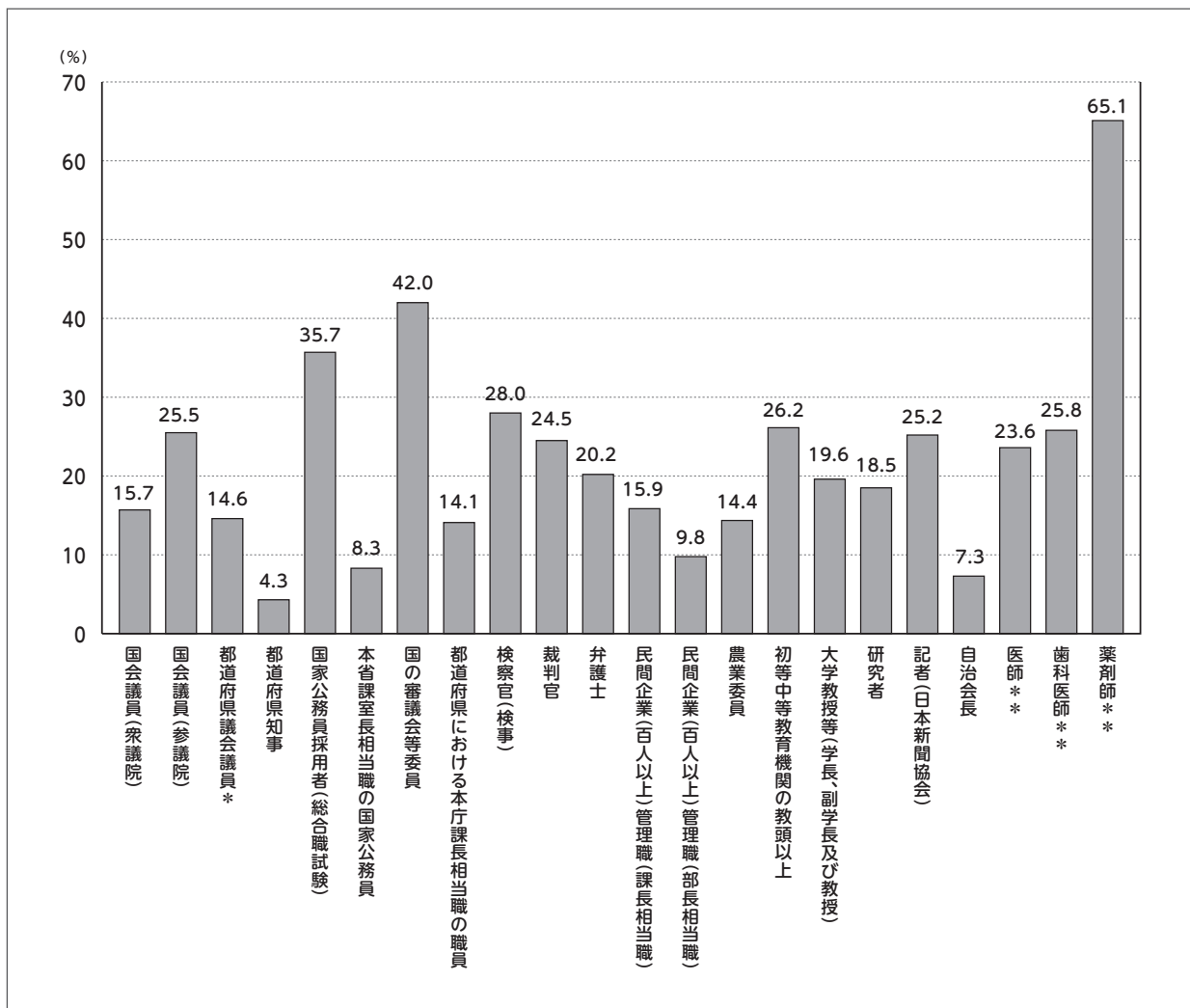
第4章

計画の内容

第5章

計画の総合的な推進

■各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(全国)



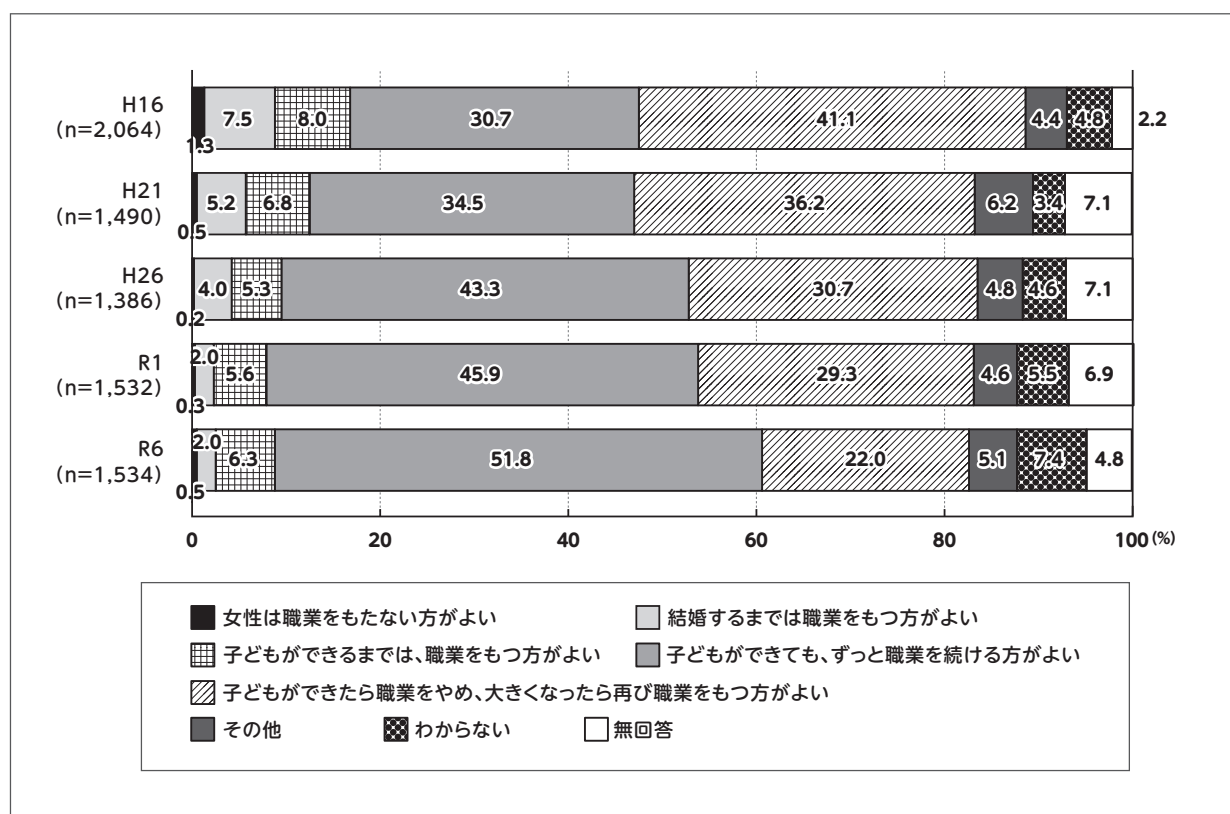
※内閣府「令和6年度 女性の政策・方針決定参画状況調べ」により作成
原則として令和6年値。ただし、*は令和5年値、**は令和4年値

⑦ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 女性が職業をもつことについて、就業継続（「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」）を支持する考え方が増加傾向にあり、5割超となっています。
- 女性は、結婚、出産・育児などライフイベントのために離職する人が多く、非正規雇用での復職が多いため、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」の課題が指摘されています。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等のさまざまなハラスメントの根絶に向けて一層実効性のある対応が求められています。
- 男女の均等な機会と待遇の確保を図ることにより、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

■女性が職業をもつことについての考え方

Q：一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

第2章

本県における男女共同参画の現状と課題

第3章

計画の概要

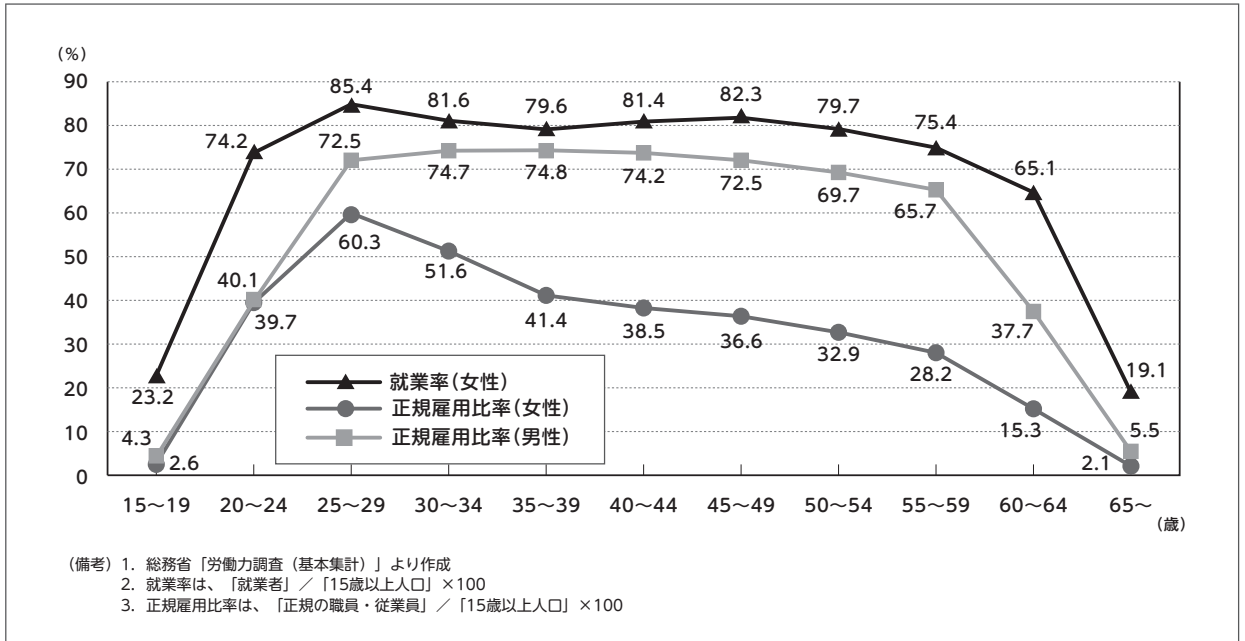
第4章

計画の内容

第5章

計画の総合的な推進

■女性の年齢階級別正規雇用比率(全国)(令和6(2024)年)

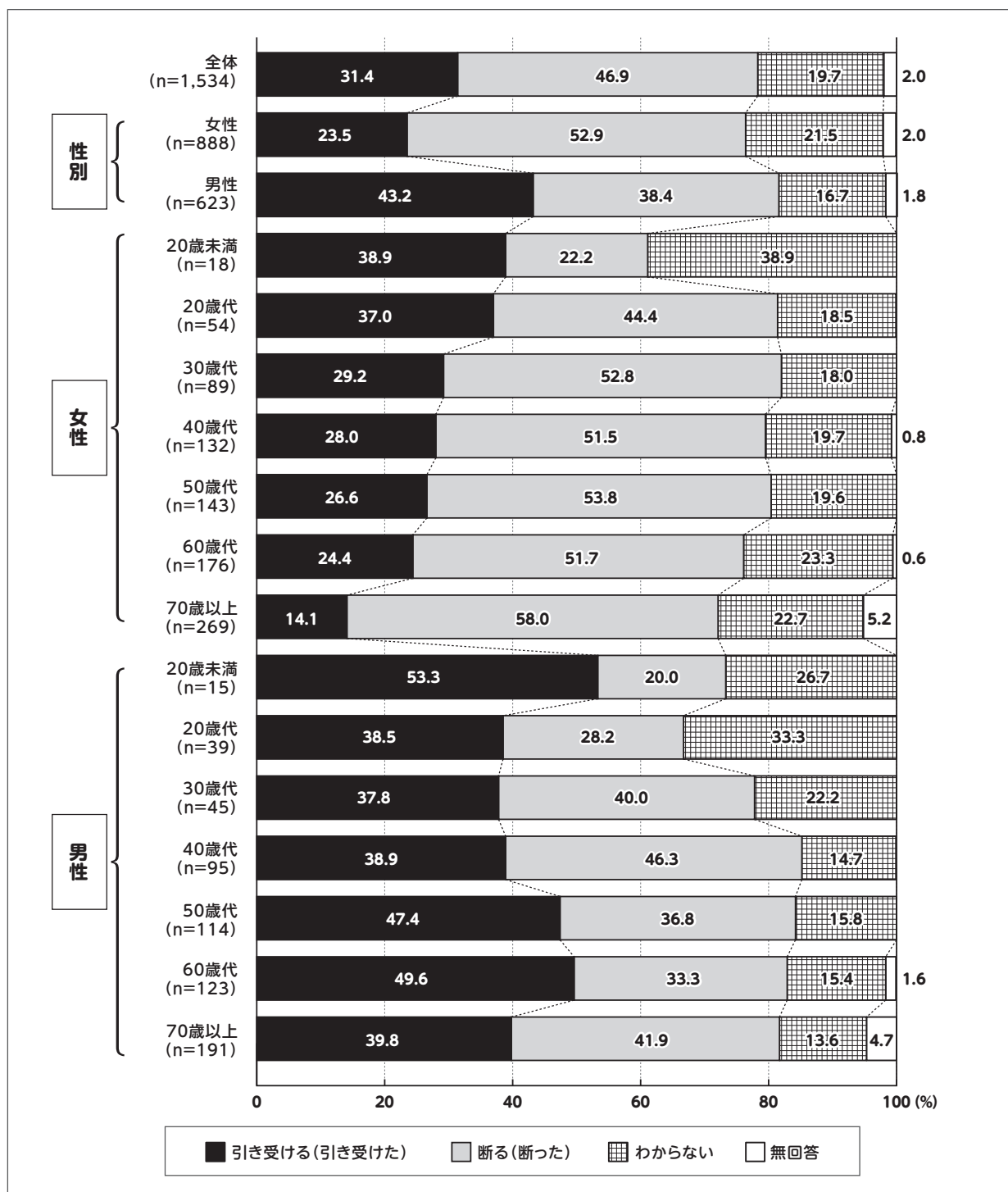


⑧ 女性のチャレンジ支援

- 職場の管理職や役員への就任の依頼に対して、男性より女性の方が断る(断った)割合が高く、主な理由としては男女ともに「責任が重くなる」、「業務量が増え長時間労働になる」、「部下を管理・指導できる自信がない」などを挙げていますが、女性は「仕事と育児の両立が困難になる」、「仕事と介護の両立が困難になる」が男性に比べて高くなっています。
- 女性が活躍できる環境づくりに向けた企業の取組を支援するとともに、女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得支援、ロールモデルの活用、創業支援など、意欲ある女性のチャレンジを支援する必要があります。

■ 役職への就任に対する考え方(性別、性年代別)

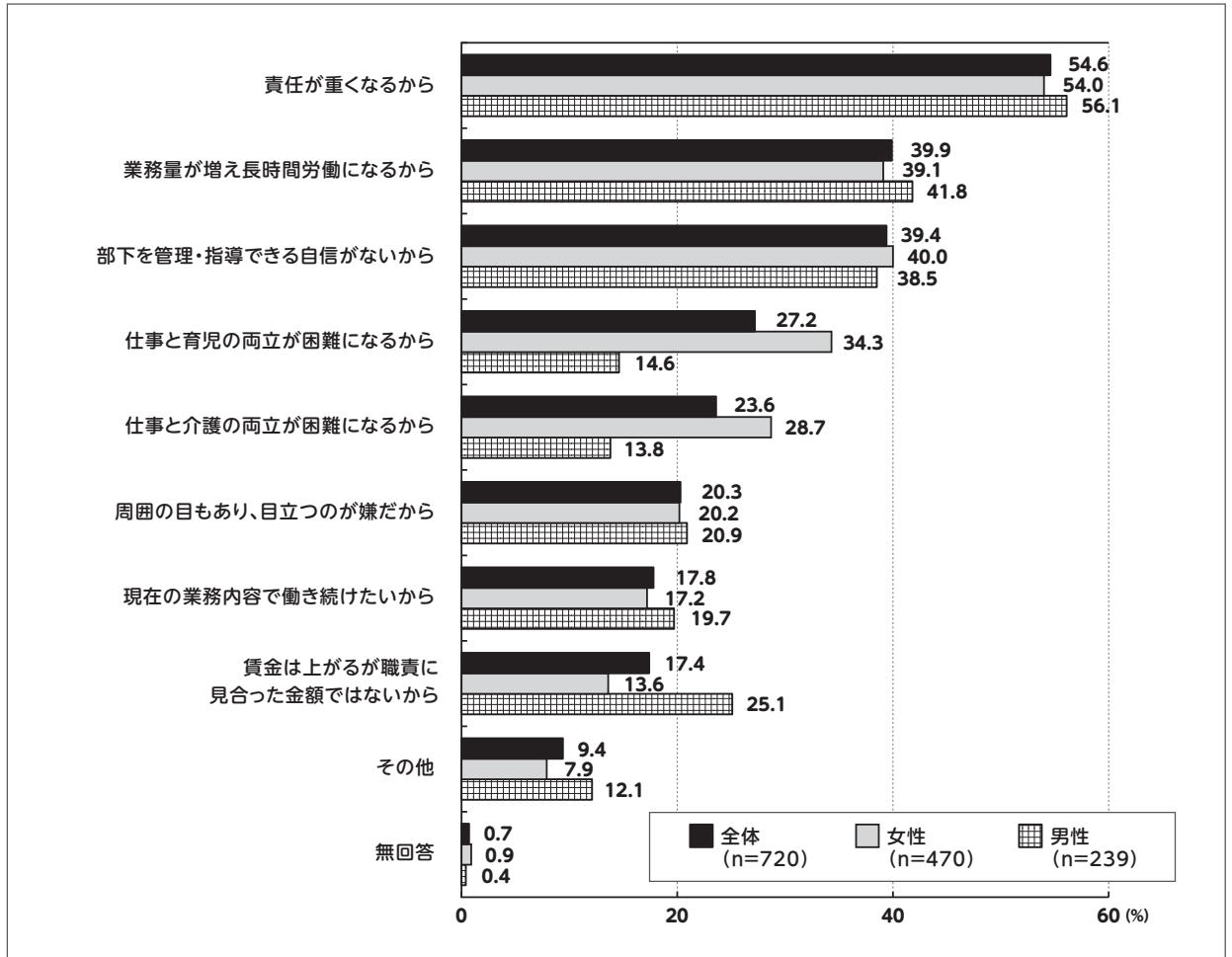
Q：あなたは、仮に職場の管理職や役員への就任を依頼されたらどうしますか(どうしましたか)。



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■ 依頼を断る(断った)理由

Q：職場の管理職や役員への就任を断る(断った)理由は何ですか。(複数回答)



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑨ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(注3)の実現

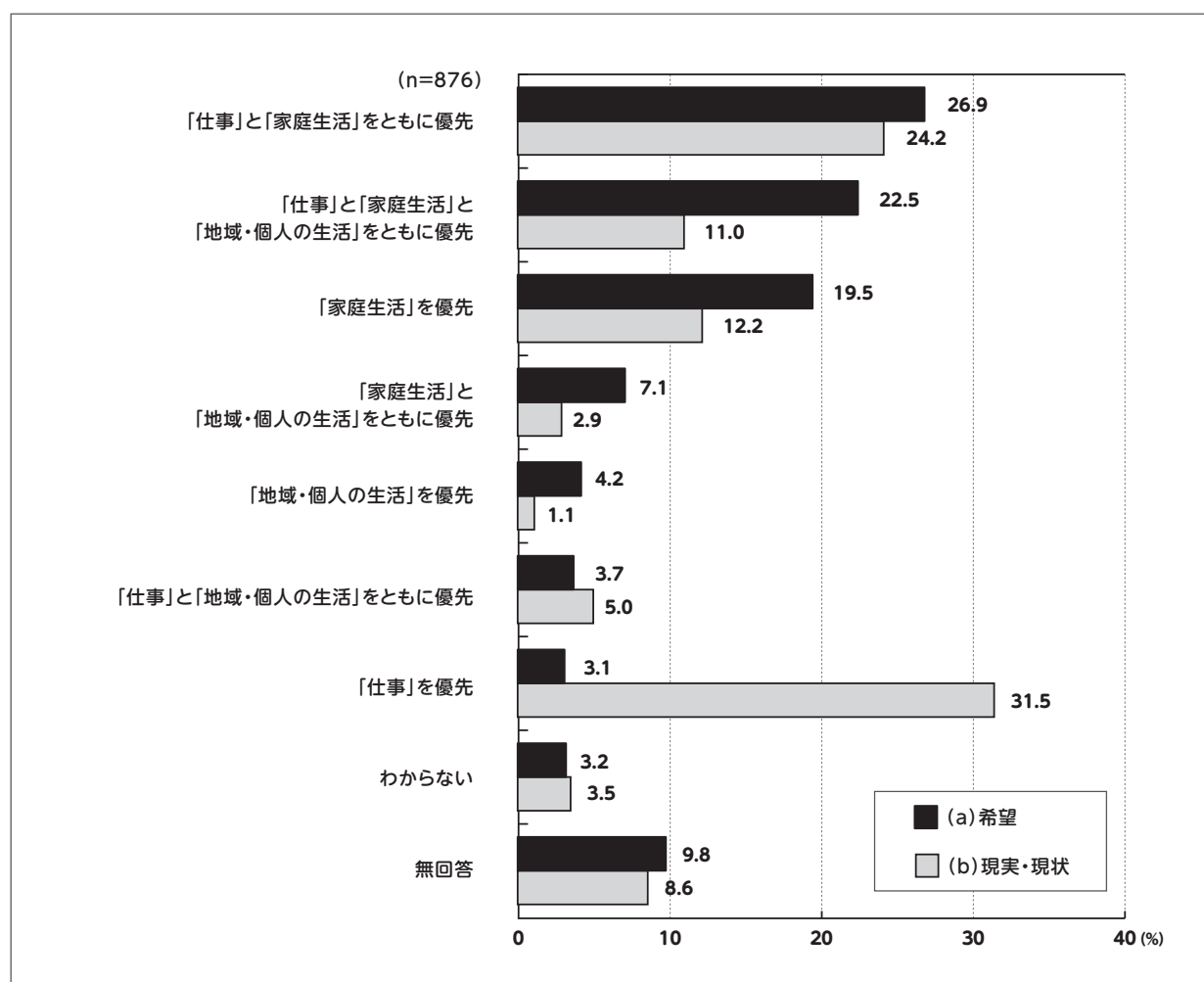
- 就労している人の日常の優先度については、希望としては「仕事」と「家庭生活」をともに優先が最も高くなっていますが、現実には「仕事」優先の結果となっています。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた誰もが暮らしやすく働きやすい社会の実現に向けて、引き続き、長時間労働をはじめとした働き方の見直し、育児・介護と仕事の両立が可能な環境づくりなどに取り組む必要があります。

(注3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

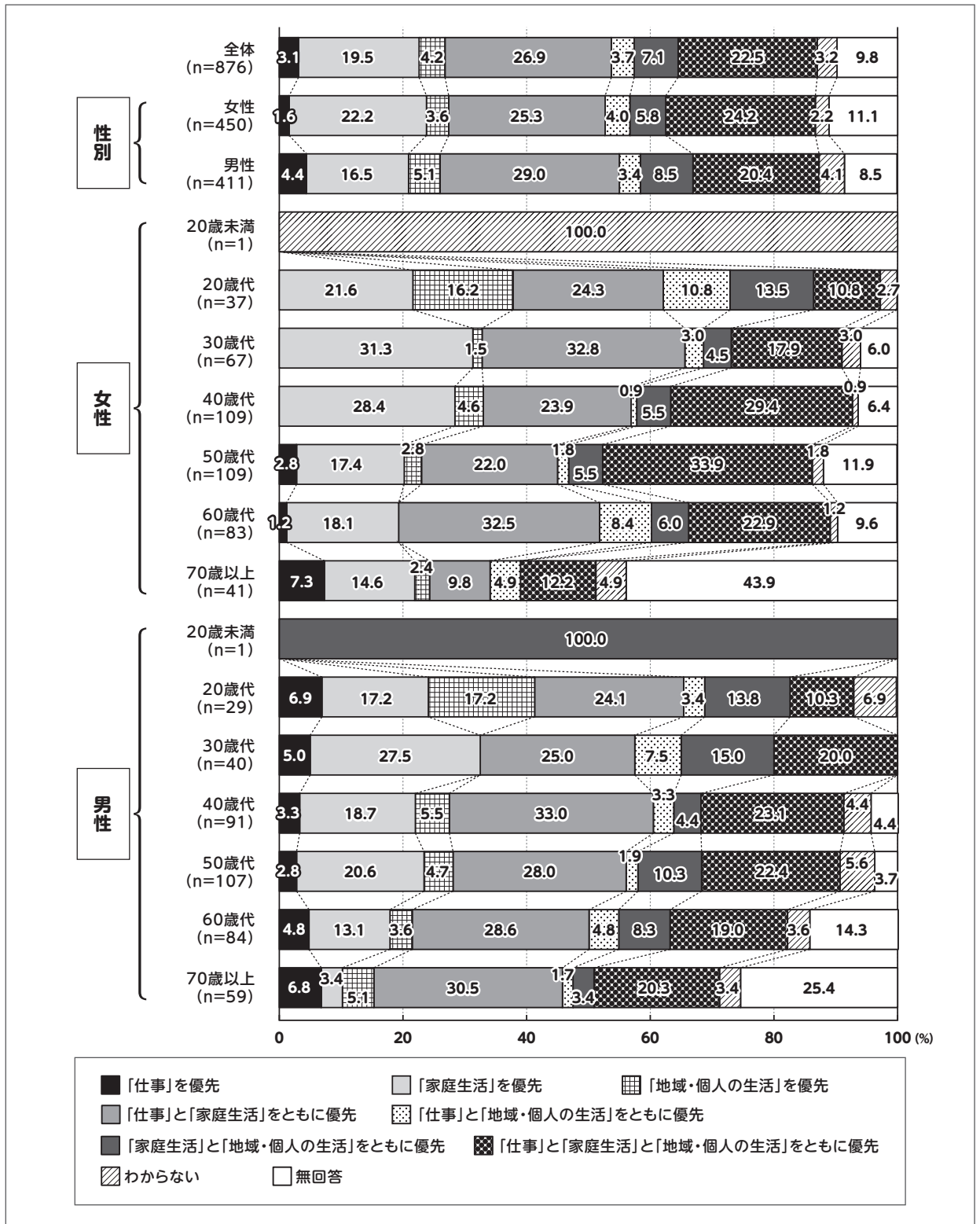
■就労している人の日常の優先度〈希望と現実・現状〉

Q：日頃の生活における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実・現状に最も近いものをお答えください。



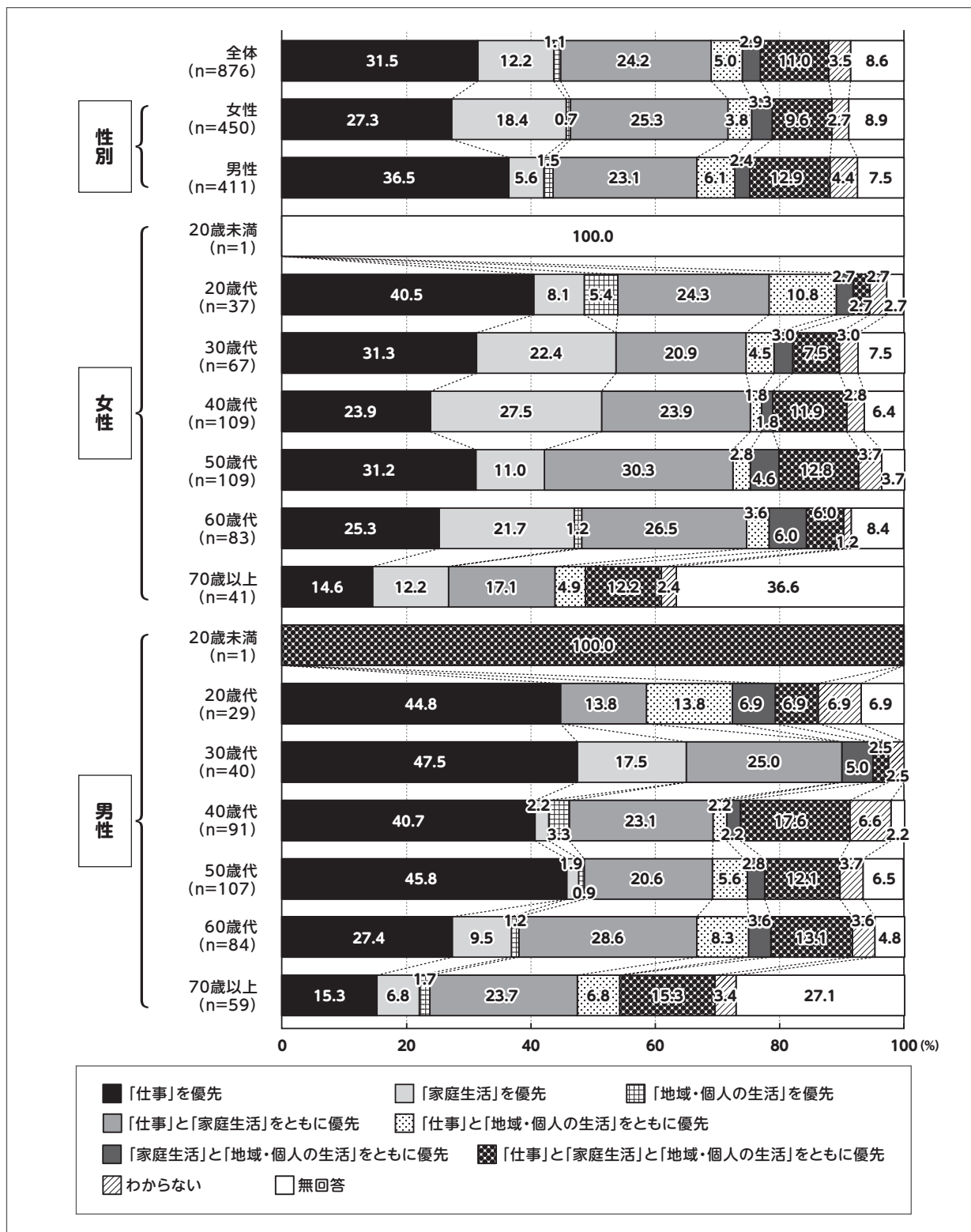
※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■就労している人の日常の優先度〈希望〉(性別、性年代別)



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

■就労している人の日常の優先度〈現実〉(性別、性年代別)

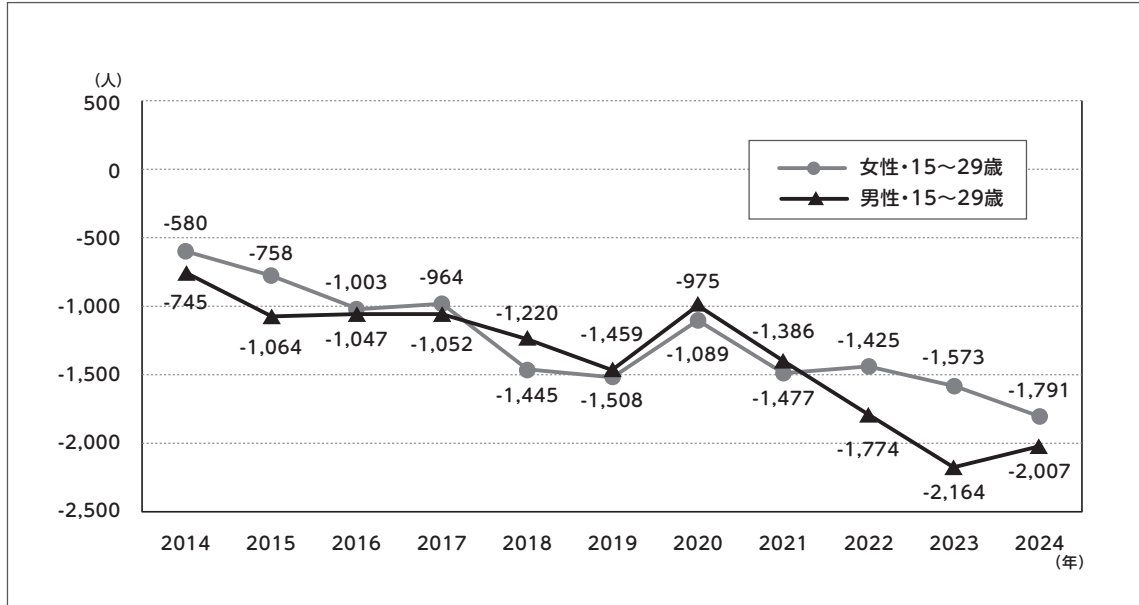


※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

⑩ 若者・女性の転出超過

- 本格的な人口減少社会が到来する中、地域の活力を維持・向上し、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、女性や若者の活躍がますます重要です。
- 本県では、進学や就職期である10代後半から20代にかけて若者・女性の転出超過が著しい状況にあります。
- さまざまなライフステージにあっても、誰もが自分らしく生きられる魅力ある地域づくりとその発信に一層取り組む必要があります。

■岡山県の男女別の転入超過数(転入者数－転出者数)の状況 日本人移動者(15～29歳)



※総務省「住民基本台帳人口移動報告」